

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十四年
四月二十六日

木曜日

目次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人久保嶋仁から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県監査委員	古屋博敏
同	中込孝元
同	中村正則
同	河西敏郎

包括外部監査結果報告書

平成24年3月28日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 久保嶋仁

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)及び監査対象、並びに選定理由

(1) 県税の賦課徴収事務について

① 監査対象

- ・山梨県総合県税事務所
- ・山梨県総務部税務課

② 選定理由

民主党政権において「社会保障と税の一体改革」が行なわれ、国民の関心を集める状況にある。「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日閣議決定)では地方税は住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から地方税の充実が重要としている。また、税制を通じて住民の自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を地方自治体の「自主的な判断」と納税者と直接向き合う機会を増やす「執行の責任」を図ることとしている。

このような状況下において山梨県の平成23年度的一般会計当初予算は4,455億円であり、県税は838億円と、歳入全体の18.8%を占めており、重要な財源となっている。県税は過去10年間では平成19年度に1,156億円、一般会計歳入に占める県税の割合は26.2%が最高であり、最近は800億円強、20%未満である。山梨県の財政は厳しい状況が続いているところ、税収の確保及び県税収入未済額の減少が重要な課題となっている。したがって、課税の3原則(公平、中立、簡素)に基づき、県税の賦課徴収事務が関係法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的に行なわれているか検討することが有意義であると考え、山梨県の「県税の賦課徴収事務について」を特定の事件として選定した。

(2) 山梨県の出資割合1/4以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

① 監査対象

- ・公益財団法人長田ふるさと財団
- ・更生保護法人山梨県更生保護協会
- ・財団法人やまなみ文化基金
- ・社団法人山梨県私学教育振興会
- ・社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

- ・公益財団法人山梨県機器移植推進財団
- ・財団法人山梨県生活衛生営業指導センター
- ・公益財団法人やまなし環境財団
- ・公益財団法人山梨県緑化推進機構
- ・株式会社清里の森管理公社
- ・財団法人山梨県富士川地域産業振興センター
- ・財団法人小佐野記念財団
- ・社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター
- ・公益財団法人山梨県子育て協成会
- ・社団法人山梨県畜産協会
- ・財団法人山梨県体育協会

② 選定理由

平成 22 年度において山梨県の出資法人は 40 法人ある。このうち平成 20 年度に 20 法人について監査のテーマとして選定されている。残りの 17 法人については 2 法人を除き過去において包括外部監査の対象とされていない。これらの法人についても出資金、補助金、委託金等として山梨県から多額の資金が支出されており、また山梨県 OB が常勤理事等として就任している法人もある。このように山梨県と出資法人とは資金、人事、取引等において緊密な関係を有し、重要性があると判断した。また、平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革では民による公益の増進、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の排除（内部統治、経営の独立性等）が求められており県出資法人についても同様な検討が必要である。したがって、法人形態、組織統治の状況、委託契約の内容、指定管理制度の運用状況、法人経営の状況等を法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から検討することが有意義であると考え、このうち 16 法人について「山梨県の出資割合 1/4 以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」を特定の事件として選定した。

3. 外部監査の重点及び着眼点

- (1) 県税の賦課徴収事務について
- ① 県税の賦課徴収が関係法令等に準拠しているか
 - ② 賦課徴収事務は効率的に行われているか
 - ③ 賦課徴収は網羅的かつ公平に行われているか
 - ④ 内部管理体制の適切な整備・運用状況の検討
 - ⑤ 税務電算システム管理運用・利用状況の検討
- (2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について
- ① 法人形態の見直しの検討

- ② 団体の統廃合の検討、ガバナンス（企業統治）の再構築
- ③ 契約事務の適切性・経済性、出資の見直しの必要性の検討
- ④ 指定管理者制度の運用状況の検討
- ⑤ 所定の会計基準、法令規則等への準拠性の検討
- ⑥ 職員数・人件費の適切性の検討
- ⑦ 施設管理・運用状況の検討
- ⑧ 資産管理及び会計処理の適切性・有効性の検討
- ⑨ 県出資法人の借入金金の返済可能性の検討
- ⑩ 山梨県が債務保証（損失補償）の履行により将来財政負担となるものはないか
- ⑪ 経営改善のための具体的対策を講じ、実行されているか
- ⑫ 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例・規則の運用に準拠した対応が行われているか
- ⑬ 情報公開は妥当であるか

4. 主な監査手続

原則として平成 22 年度分を監査対象期間（必要に応じて過年度分も対象とした。）とし、下記の監査手続を実施した。

- (1) 県税の賦課徴収事務について
- ① 賦課徴収について関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認を行う。
 - ② 県税事務所等に住査し、賦課徴収事務が効率的に行われているか質問及び関連資料の閲覧を行う。
 - ③ 内部管理組織の整備・運用状況について組織図、報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を集集し、必要事項について担当者への質問及び視察を行う。
 - ④ 課税客体の捕捉状況について質問及び関連資料の閲覧を行う。
 - ⑤ 減免、滞納整理、不納欠損処理について質問及び関連資料の閲覧を行う。
 - ⑥ 税務電算システム等の情報セキュリティについて質問及び関連資料の閲覧を行う。
 - ⑦ その他県税の賦課徴収に関連した業務について質問及び関連資料の閲覧等を行う。
- (2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について
- ① 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」及び「公益法人改革」の概要を把握するためヒアリングを行う。
 - ② 県出資法人の概況を把握するため概要（パンフレット）、組織図、事業報告書、中長期計画などの事業計画、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を集集し、必要事項について担当者への質問を行う。

③ 事業報告書の過年度比較、他の出資法人との比較、比率分析等の分析的手続を行う。

④ 出資法人の財務に関する事務(収入及び支出事務、契約事務等)が証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため、特定の事務を抽出(試査)して証拠突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて準拠性違反がないかを確認する。

⑤ 人件費を県職員と比較して妥当性を検討する。

⑥ 現金・預金・その他金融資産及び固定資産等の管理状況が適切か質問等により確認し、さらに一部抽出方式による実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。

⑦ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、システムの関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行い、整備・運用状況の妥当性を検討する。

⑧ 内部管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により確認する。

⑨ 必要に応じて関係所属の事情聴取及び現場調査を行う。

5. 外部監査の実施期間

平成23年8月1日から平成24年2月29日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

(1) 包括外部監査人
公認会計士 久保嶋 仁

(2) 包括外部監査人補助者
公認会計士 古屋 俊一郎

公認会計士 加藤 隆博

公認会計士 矢野 邦夫

公認会計士 小俣 光文

公認会計士 長村 彌角

公認会計士 日野 克紀

公認会計士 大道 良幸

公認会計士 神岡 和雄

山田 浩二(システム監査技術者)

蛇原 淳(公認情報システム監査人)

手塚 斉
櫻林 裕之

7. 利害関係

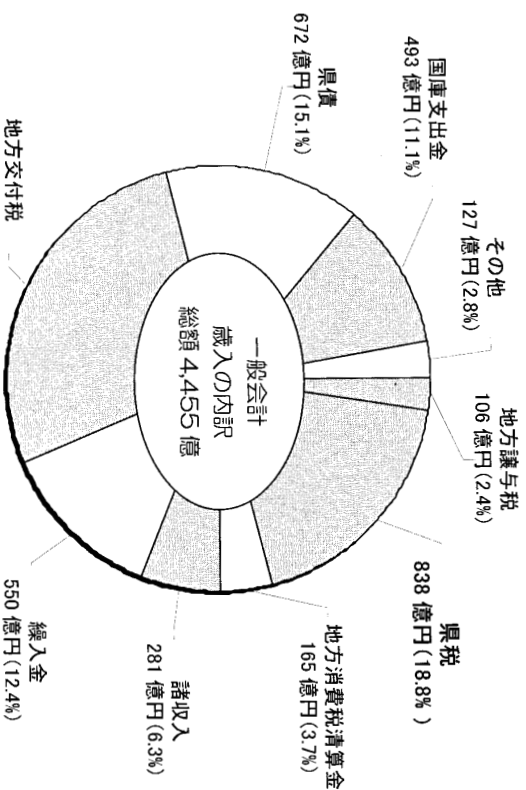
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本報告書の表中、記載のない金額の単位は円である。

第二 県税の概要

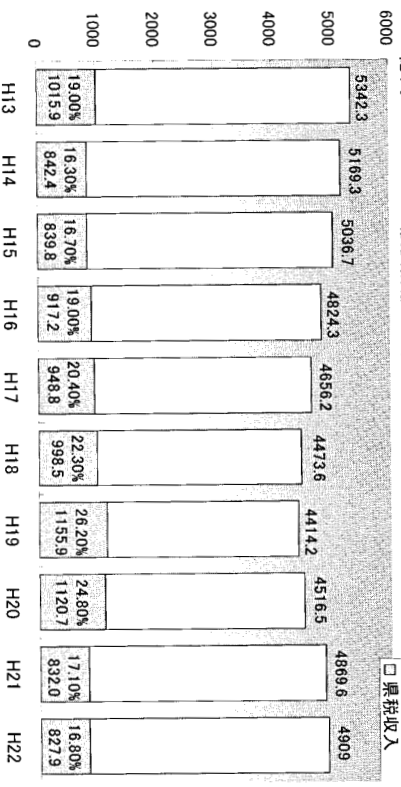
1. 山梨県の歳入及び県税収入の概要

山梨県の平成23年度の一般会計当初予算は4,455億円であり、県税は838億円と歳入全体の18.8%を占めており、重要な財源となっている。

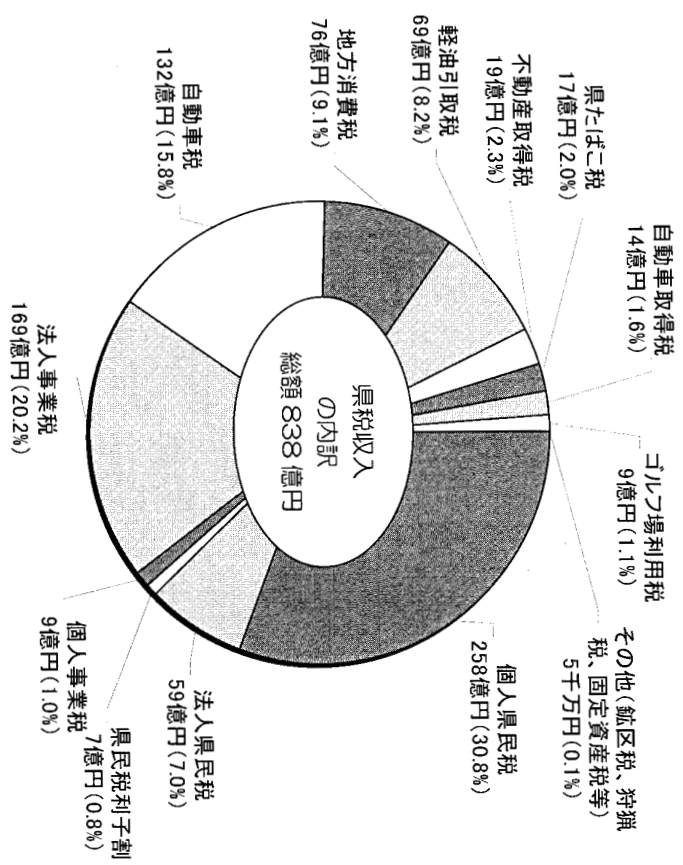


県税は過去10年間では平成19年度に1,156億円、一般会計歳入に占める県税の割合は26.2%が最高であり、最近では800億円強、20%未満である。

一般会計歳入に占める県税収入割合の推移



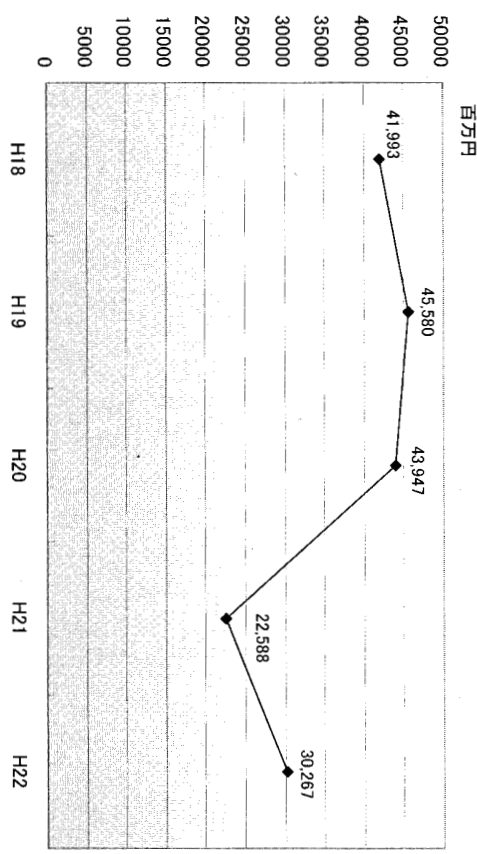
平成 23 年度当初予算における県税収入の税目別の内訳は以下のとおりである。



県税収入の内、大きな柱となっているのが個人県民税と法人二税（法人県民税及び法人事業税）であり、平成 23 年度当初予算においても、総額で 486 億円と全体の県税収入の予算全体に対して 58.0%を占めている。

前頁の「一般会計歳入に占める県税の割合」の表によると平成 20 年 10 月のリーマンショックにかけて税収が大幅な減少となっているが、これは平成 20 年 10 月のリーマンショック以降の急激な景気低迷による法人二税の減収によるところが大きい。平成 21 年度には法人二税の収入は前年比 51.4%となっている。平成 22 年度には全国的な景気回復基調を受けて前年比 34.0%の増収となったがリーマンショック以前の水準までは未だ回復しておらず、法人二税の減収は県の財政圧迫の要因の一つとなっている。過去 5 年間の実質法人二税の収入額の推移をグラフにて示すと以下のとおりとなる。

過去5年間の実質法人二税収入額の推移



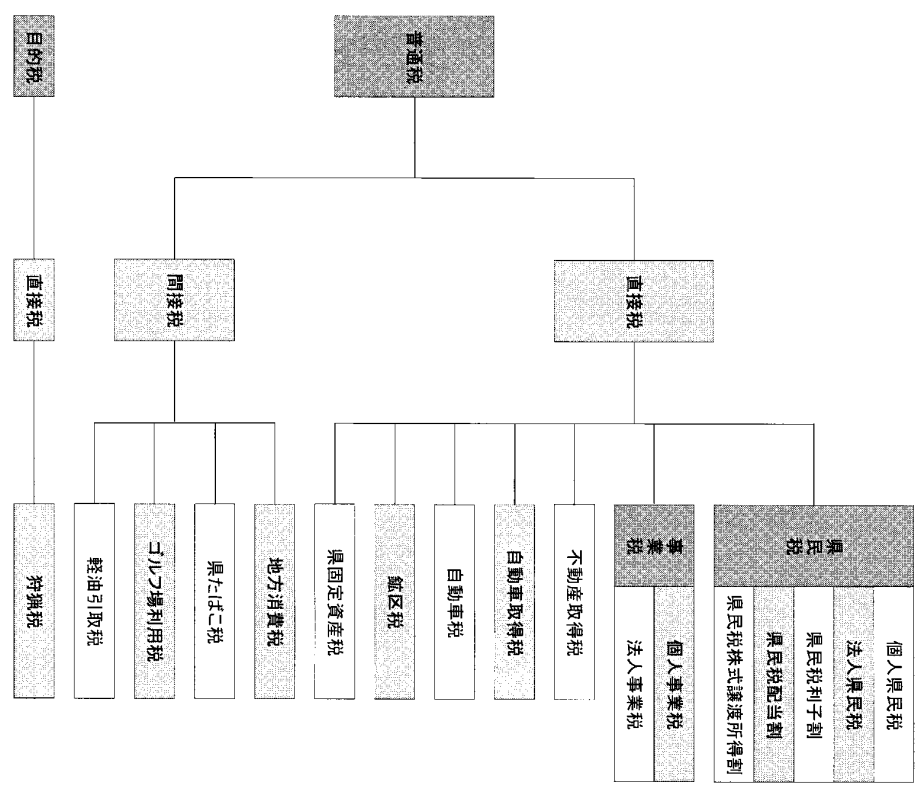
歳しさを増す県の財政状況に対して、山梨県総務部税務課としては平成 23 年度の重点目標に「税収確保対策の強化」を掲げており、税負担の公平性の確保や県税の確実な収納のために、差押えを中心とした迅速な滞納整理の実施、納期内納税の促進に向けた納税環境の整備等に努めている。

3. 県税の体系及び種類

(1) 県税の体系

○税金の分類

普通税	用途を特定せず一般の経費を支弁するために課税される税
目的税	その用途を特定して課税される税
直接税	納税義務者と税負担者が同一人である税
間接税	税負担の転換が行われ、納税者と担税者が異なる税



(2) 個人県民税 (均等割・所得割)

①個人県民税 (均等割・所得割) の概要
 個人県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民に負担を求める租税である。個人市町村民税とあわせて住民税と呼ばれ、市町村で賦課徴収した後、県に払い込みが行われる。

②納税義務者

均等割及び所得割	毎年1月1日現在で県内に住所のある個人
均等割のみ	毎年1月1日現在で県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人

■ 所得割とは国税における所得税に相当する、所得に対して課される個人の住民税のことである。ただし、所得税がその年の所得金額をもとに計算されるのに対して、前年の所得金額をもとにその計算を行う。

③税額

均等割	1,000円
所得割	課税所得金額×4% + 分離課税の額 - 税額控除額 (課税所得金額 = 総所得金額等 (前年の収入 - 必要経費) - 所得控除額)

■ 給与所得金額の算出方法
 給与収入から差し引くべき必要経費の算定方法は以下のとおりである。

給与等の収入 金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額
		から	まで	
から 650,999円まで	0円	1,628,000円	1,799,999円	A(※) × 4 × 60%
651,000円	左記の金額から 650,000円を控除	1,800,000円	3,599,999円	A(※) × 4 × 70% - 180,000円
1,619,000円	1,619,999円	3,600,000円	6,599,999円	A(※) × 4 × 80% - 540,000円
1,620,000円	1,621,999円	3,600,000円	6,599,999円	A(※) × 4 × 80% - 540,000円
1,622,000円	1,623,999円	6,600,000円	9,999,999円	収入金額 × 90% - 1,200,000円
1,624,000円	1,627,999円	10,000,000円以上	収入金額 × 95% - 1,700,000円	収入金額 × 95% - 1,700,000円

■ 各種所得控除（人的控除）

区分	対象者	控除額	
		所得税	個人住民税
基礎控除	本人	38万円	33万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者 本人控除対象配偶者 同居特別障害者加算	生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円
		年齢が70歳以上の控除対象配偶者 上記のものが特別障害者で、かつ、同居している場合	48万円 38万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者	最高 38万円	最高 33万円
		(配偶者の年間所得による)	
扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者 年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 年齢が70歳以上の扶養親族 上記のものが特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円	33万円
		63万円 48万円 +35万円	45万円 38万円 +23万円
障害者控除 (特別障害者控除)	老人扶養親族が本人と同居している場合 本人又はその控除対象配偶者 若しくは扶養親族が障害者である場合 上記の者が特別障害者である場合	+10万円	+7万円
		27万円	26万円
寡婦控除 (特別寡婦加算)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者 寡婦で、扶養親族である子を有する者 妻と死別又は離婚して 扶養親族である子を有する者	27万円	26万円
		+8万円	+4万円
寡夫控除	扶養親族である子を有する者	27万円	26万円
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円

※平成24年度から扶養控除の額は以下のとおり変更された。

- i. 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止
- ii. 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の加算額12万円を廃止

■ 各種所得控除（人的控除以外）

区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額)－5万円
医療費控除	(医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額200万円
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済契約等の掛金
生命保険料控除	支払った保険料が生命保険料の場合…支払保険料に応じて【最高3万5千円】 (所得税：最高5万円)
	支払った保険料が個人年金保険料の場合…支払保険料に応じて【最高3万5千円】 (所得税：最高5万円)
地震保険料控除	支払った保険料が地震保険料の場合…支払保険料に応じて【最高2万5千円】 (所得税：最高5万円)
	支払った保険料が旧長期損害保険料の場合…支払保険料に応じて【最高1万円】 (所得税：最高1万5千円)
地震保険料、旧長期損害保険料両方がある場合…上記の合算額【最高2万5千円】 (所得税：最高5万円)	

■ 各種税額控除

寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等がある。

i. 寄附金税額控除

寄付した相手先	控除額
都道府県、市町村（ふるさと納税）	次の(A)と(B)の合計額 (A) (寄附金－2千円) × 4% (B) (寄附金－2千円) × (90%－所得税の源泉税率) × 2/5
共同募金会、日本赤十字社	(寄附金－2千円) × 4%
所得税の寄附金控除対象となる寄附金のうち、果が条例で指定した法人等	(寄附金－2千円) × 4%

ii. 住宅借入金等特別税額控除等

次の(A)～(C)までの全てに該当する者は、所得税の課税総所得金額の5%(最大97,500円)を上限として住民税額から税額が控除される

- (A) 所得税の住宅ローン控除の適用がある者
- (B) 平成11年から平成18年または平成21年から平成25年の間に入居した者
- (C) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある者

④申告と納付

毎年3月15日までに、住所地の市町村に申告書を提出する。ただし、所得税の確定申告を行った者、前年中の所得が給与所得のみの者、65歳以上で公的年金所得のみ者は申告書を提出する必要はない。納期限等は以下の区分による。

- i. 給与所得者
6月から翌年の5月までの12回に分割して、給与支払者が納入する。
- ii. 給与所得者以外の所得者
市町村から送付される納税通知書により、基本的に6月、8月、10月、翌年1月の4期に分割して納付する。

⑤非課税制度

生活保護を受けている者や障害者、未成年者等で所定の要件を満たす者は、個人県民税が非課税となる。

(3) 個人事業税

①個人事業税の概要

個人が事業を行う場合には、道路や橋等の県施設を利用して収益活動を行っているため、その経費の負担を求めるための租税である。

②納税義務者

県内に事務所または事業所を設けて次に掲げる事業を行う個人

第1種事業	物品販売業 製造業 運送業 請負業 印刷業 旅館業 飲食店業 不動産貸付業 代理業など全37業種
第2種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業の全3業種
第3種事業	医薬 歯科医薬 弁護士業 税理士業 美容業 コンサルタント業 設計監督者業など全30業種

③税額

前年中の事業所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

第1種事業:100分の5 第2種事業:100分の4 第3種事業:100分の5(あん摩業等は100分の3)

※事業所得＝総収入額－必要経費

■ 各種控除

種類	内容
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合、以下の金額が必要経費となる。 ①青色申告者 その者に支払った適正な給与の額 ②白色申告者 次のi、iiいずれか少ない額 i. その者が配偶者である場合 86万円 (その者が配偶者以外である場合 50万円) ii. 事業専従者控除前所得金額÷(事業専従者数+1)
損失の繰越控除	前年前3年間における事業の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については所得の計算上控除ができる。(青色申告書の提出について承認を受けている者に限る)
被災事業用資産の損失の繰越控除	前年前3年間における被災事業用資産の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については所得の計算上控除ができる。
事業用資産の譲渡損失の控除	直接事業の用に供する資産を譲渡したために生じた損失

	の金額は所得の計算上控除される。
事業用資産の譲渡損失の繰越控除	前年前 3 年間ににおける事業用資産の譲渡損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については、所得の計算上控除ができる。(青色申告書の提出について承認を受けている者に限る)
事業主控除	事業を行う個人については所得の計算上 290 万円を控除する。(事業の期間が 1 年に満たない場合は月割により計算を行う。)

④賦課方法

以下の区分に応じてそれぞれの方法による。

- i. 通常の賦課
課税する年度の初日の属する年の前年中における所得税の不動産所得及び事業所得について、その個人が国に対して申告した課税標準を基準として賦課を行う。
- ii. 独自に課税標準の算定を行う場合
医療等を行う個人で、社会保険診療等に係る所得の非課税の適用を受ける者や事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人等に対して事業税を課する場合には、独自の調査によって決定した課税標準を基準として賦課を行う。(所得税の課税標準が決定されない場合や所得税の失格者、及び年の中途で事業を廃止した者に対しても同様となる)

⑤徴収方法及び納期

普通徴収の方法による。納期は年 2 回 (8 月と 11 月) となる。

- 税額が 1 万円以下の場合には 8 月に全納

⑥減免制度

生活保護等を受けている者で知事が必要であると認めた者や、震災等の災害により事業用資産に損失を受けた者等はその区分に応じて、事業税の減免を申請することができる。

(4) 県民税利子割

①県民税利子割の概要

銀行や郵便局などの金融機関等から利子などの支払いを受ける際に課される租税である。

②納税義務者

県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける者

③税額

課税対象となる利子等の額に 5% を乗じた金額

- 課税対象となる利子等
 - i. 所得税法に規定する利子等
 - ii. 国外公社債の利子等
 - iii. 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
 - iv. 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
 - v. 懸賞金付預貯金等
 - vi. 金融類似商品に係る給付補填金、利益または差益

④申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月 10 日となる。

⑤特別徴収義務者

利子等の支払またはその取扱いをする金融機関等で県内に所在する者

⑥非課税制度

身体障害者手帳の交付を受けている者や公益法人等が支払を受ける利子等、その他地方税法に規定された利子等で一定のものについては非課税となる。

⑦市町村に対する交付金

県に納入された県民税利子割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

(5) 県民税配当割

①県民税配当割の概要

一定の上場株式等の配当等の支払を受ける際に課される租税である。

②納税義務者

特定配当等の支払を受ける個人で、その支払を受けるべき日に県内に住所を有する者

■ 地方税法に規定される特定配当等

- i. 一定の上場株式等の配当等
- ii. 公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等
- iii. 国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等
- iv. 特定投資法人の投資口の配当等

③税額

特定配当等の額に5% (※) を乗じた金額

※平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける特定配当等については3%

④申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月10日となる。

⑤特別徴収義務者

県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者

⑥市町村に対する交付金

県に納入された県民税配当割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

(6) 県民税株式等譲渡所得割

①県民税株式等譲渡所得割の概要

上場株式等を証券会社等における一定の特定口座(源泉徴収選択口座)において譲渡し、その対価の支払を受ける際に課される租税である。

②納税義務者

一定の特定口座において上場株式等の譲渡の対価等に係る譲渡所得が生じた個人で、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者

③税額

株式等譲渡所得の額に5% (※) を乗じた金額

※平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に生じた株式等譲渡所得については3%

④申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する年の翌年1月10日となる。

⑤特別徴収義務者

県内に住所を有する者が設定した源泉徴収口座を管理する金融商品取引業者

⑥市町村に対する交付金

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

(7) 法人県民税

①法人県民税（均等割・法人税割）の概要

法人県民税は、県の仕事に必要な費用を県内で活動を行う法人に負担を求め税である。

②納税義務者

県内に事務所または事業所を有する法人	均等割及び法人税割
県内に寮等を有する法人で県内に事務所または事業所を有しない法人	均等割
県内に事務所、事業所または寮等を有する人格なき社団等で代表者や管理人の定めのある者で収益事業を行う者	均等割及び法人税割

③税額

i. 均等割

以下に掲げる資本金等の額の区分に応じて定められた金額

資本金等の額が50億円を超える法人	年額80万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額5万円
上記以外の法人	年額2万円

ii. 法人税割

法人税額に以下に掲げる法人の区分に応じて定められた税率を乗じた金額

資本金または出資金の額が1億円以下の法人（資本金または出資金の額が1億円で、従業員の数が300人を超える法人を除く。）	5%
資本金または出資金を有しない法人	
人格なき社団等で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行う者	5.8%
上記以外の法人	

④分割基準

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税の法人税割を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなり、その分割基準には各事業年度末における従業員数が用いられる。

⑤申告及び納付

i. 中間申告（予定申告及び仮決算に基づく中間申告）
事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内

ii. 確定申告

事業年度終了の日から2月（会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については別段の定めによる）以内

⑥非課税制度

地方税法第25条（県民税の非課税の範囲）により、公共法人及び収益事業を行わない社会福祉法人、宗教法人等の公益法人等は非課税とされる。

(8) 法人事業税

①法人事業税の概要
法人が事業を行う場合には、道路や橋等の県施設を利用して収益活動を行っているため、その経費の負担を求めるとの租税である。

②納税義務者

- i. 県内に事務所または事業所を有する法人
- ii. 県内に事務所または事業所を有する人格なき社団等で代表者や管理人の定めのある収益事業を行う者

③課税標準

所得割	各事業年度の所得
付加価値割	各事業年度の付加価値額 (付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益)
資本割	各事業年度終了の日における資本金等の額

■電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人については各事業年度の収入金額を課税標準とする。

④税額

課税標準に以下に掲げる区分に応じて定められた税率を乗じた金額

i. 所得金額課税法人

普通法人	年 400 万円以下の所得金額	2.7%
	年 400 万円を超え 800 万円以下の所得金額	4%
	年 800 万円を超える所得金額	5.3%
特別法人(農業共同組合、信用金庫、医療法人等)	資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	5.3%
	年 400 万円以下の所得金額	2.7%
	年 400 万円を超える所得金額	3.6%
	資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	3.6%

ii. 収入金額課税法人

電気供給業等、ガス供給業、保険業	0.7%
------------------	------

iii. 外形標準課税法人

所得金額課税法人(公益法人等は除く。)のうち、各事業年度末資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	所得割	年 400 万円以下の所得金額	1.5%
		年 400 万円を超え 800 万円以下の所得金額	2.2%
		年 800 万円を超える所得金額	2.9%
資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	所得割	資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	2.9%
	付加価値割	付加価値割額	0.48%
	資本割	資本金等の額	0.2%

⑤分割基準

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人事業税の課税を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなり、その分割基準には以下の数値が用いられる。

非製造業	事務所数と従業者数、各課税標準の 1/2
製造業	従業者数
	(資本金 1 億円以上の法人は工場の従業者数については 1.5 倍)
鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	課税標準の 3/4 を事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額とし、課税標準の 1/4 は事務所等の固定資産の価額

⑥申告及び納付

i. 中間申告(予定申告及び仮決算に基づく中間申告)

事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内

ii. 確定申告

事業年度終了の日から 2 月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については別段の定めによる) 以内

⑦非課税制度

地方税法第 72 条の 4(事業税の非課税の範囲)により公共法人等は非課税とされる。また同条の 5(事業税の非課税所得の範囲)により、社会福祉法人等が行う収益事業に係る所得以外の所得についても非課税とされる。

(9) 不動産取得税

①不動産取得税の概要

不動産取得税とは、土地や家屋を売買、贈与、交換、新築、増改築等によって取得した際に課される租税である。

②納税義務者

不動産を売買、贈与、交換、寄付、譲渡担保、代物弁済、新築、増改築等により取得した者（有償または無償、登記の有無を問わず）

③税額

不動産の価格に4%を乗じた金額

i. 住宅又は土地

平成18年4月1日～平成24年3月31日の取得 3.0%

ii. 住宅以外の家屋

平成18年4月1日～平成20年3月31日の取得 3.5%

平成20年4月1日以降の取得 4.0%

■ 不動産の価格

i. 売買、交換、贈与等による取得（承継取得）の場合

市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

ii. 新築、増改築した家屋や公有水面の埋立、干拓による土地の造成等の取得（原始取得）の場合

固定資産評価基準により評価した価格

※宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）は、課税標準（土地の価格）が2分の1に軽減されている。

④申告及び納付

i. 不動産を取得した日から60日以内に、その土地や家屋の所在する市町村長を経由して知事に申告

ii. 県税事務所から送付される納税通知書により納付

⑤免税点制度

次の場合には不動産取得税は課税されない。

i. 取得した土地の不動産の価格が10万円未満

ii. 家屋を建築した時の不動産の価格が23万円未満

iii. 家屋を売買、贈与等により取得した時の不動産の価格が12万円未満

⑥軽減制度

住宅及び住宅用土地を取得した場合等で一定の要件に該当する場合には、一定の手続きを経て、その税額が軽減される。

(10) 自動車税

①自動車税の概要

自動車税とは、自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）の所有者に対して課される、財産課税、道路損傷負担金及び奢侈品課税としての正確を有する租税である。

②納税義務者

県内に主たる定置所のある自動車を所有している者（売主が自動車の所有権を留保している場合にはその買主）

③税額

自動車の種類、用途、排気量等により定められた金額

■ 乗用車の税額表

区分	自家用	営業用
総排気量 1,000 cc以下	29,500 円	7,500 円
総排気量 1,000 cc超 1,500 cc以下	34,500 円	8,500 円
総排気量 1,500 cc超 2,000 cc以下	39,500 円	9,500 円
総排気量 2,000 cc超 2,500 cc以下	45,000 円	13,800 円
総排気量 2,500 cc超 3,000 cc以下	51,000 円	15,700 円
総排気量 3,000 cc超 3,500 cc以下	58,000 円	17,900 円
総排気量 3,500 cc超 4,000 cc以下	65,000 円	20,100 円
総排気量 4,000 cc超 4,500 cc以下	72,000 円	22,300 円
総排気量 4,500 cc超 5,000 cc以下	79,000 円	24,500 円
総排気量 5,000 cc超 6,000 cc以下	86,000 円	26,700 円
総排気量 6,000 cc超	111,000 円	40,700 円

④賦課及び納付

毎年 4 月 1 日午前 0 時時点で運輸支局に登録されている自動車の所有者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は 5 月 20 日から 5 月 31 日までとなっている。（新規登録の場合は別段の定めによる。）

⑤減免制度

身体障害者手帳等の交付を受けている者のために使用する自動車や課税免除で定められた要件を満たす場合には、一定の手続きを経てその税額が減免される。

(11) 自動車取得税

①自動車取得税の概要

自動車取得税とは、自動車を取得した者に対して、その取得に担税力（税を負担する経済的な力）があるものとして課される租税である。従来、道路特定財源としての用途を制限されていたが、平成 21 年度より普通税に改正された。

②納税義務者

自動車を取得した者（売主が自動車の所有権を留保している場合にはその買主）

③税額

i. 自家用自動車（軽自動車を除く）

取得価額に 5%（本則 3%）を乗じた金額

ii. 営業用自動車及び軽自動車

取得価額に 3%を乗じた金額

④申告及び納付

申告納付の方法による。申告期限及び納期限は以下のとおりである。

i. 新規登録、新規検査または使用の届出

登録、検査または届出の日

ii. 移転登録

登録を受けるべき事由があった日から 15 日以内

iii. その他

自動車の取得日から 15 日以内

④免税点制度

自動車の取得価額が 50 万円以下の場合には自動車取得税は課税されない。

⑤減免制度

身体障害者手帳等の交付を受けている者のために使用する自動車や日本赤十字社及び公的医療機関が所有する救急自動車等で定められた要件を満たす場合には、一定の手続きを経てその税額が減免される。

⑤市町村に対する交付金

県に納付された自動車取得税のうち、66.5%は県内の市町村に交付する。

(12) 鉱区税

① 鉱区税の概要

鉱業権という地下の埋蔵鉱物を採掘・取得するという特権を与えられていることに対する反射的な負担として課される租税である。

② 納税義務者

県内に金、銀、銅等の鉱区を所有する鉱業権者

③ 税額

鉱区の面積、延長を課税標準とし、その課税標準に以下の区分に応じて定められた税率を乗じた金額

区分	単位	税率
i 砂鉱以外	試掘鉱区	200 円
	採掘鉱区	400 円
ii 砂鉱	河床	600 円
	河床以外	200 円

■ i について、石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区の税率は上記表の2/3となる。

④ 申告及び納付

申告期限は鉱業権の設定、消滅または変更の日から10日以内。毎年4月1日時点の鉱業権者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は5月20日から5月31日までとなっている。(新規設定の場合は別段の定めによる。)

(13) 固定資産税

① 固定資産税の概要

固定資産税は本来市町村税だが、大規模償却資産は地域的に偏在する傾向があるため、市町村の財政上のバランスをとるため、法律で定める一定限度以上の償却資産に対しては県が課する租税である。

■ 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価格の合計額が、市町村の人口規模に応じた一定額を超えるものである。

② 納税義務者

大規模償却資産を所有する者

③ 税額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える価額に1.4%を乗じた金額

④ 賦課及び納付

毎年1月1日時点の大規模償却資産を所有する者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は4月、7月、12月、2月の4期となっている。

<p>(14) 地方消費税</p> <p>①地方消費税の概要 消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課される租税である。地方分権推進等に必要な地方財源の拡充を図ることを目的とする。</p> <p>②納税義務者 i. 国内において対価を得て資産の譲渡等を行った事業者 ii. 保税地域から外国貨物を引き取った者</p> <p>③税額 消費税の額に25%を乗じた金額</p> <p>④申告及び納付 i. 国内取引 消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付する。申告及び納期限は課税期間終了の日から2月以内 ii. 輸入取引 消費税と併せて国（税関）に申告し、納付する。申告及び納期限は特段の定めによる以外は外国貨物を引き取る時</p> <p>⑤非課税制度 消費税と同様に土地の譲渡や身体障害者用物品の譲渡・貸付等で一定のものは、消費税の性格や社会政策的な配慮から、非課税とされている。</p> <p>⑥都道府県間の清算 納められた地方消費税は一定の基準によって都道府県間で清算され、県の収入となる。</p> <p>⑦市町村に対する交付金 都道府県間の清算を行った後の金額の1/2は、人口比率等により市町村に交付される。</p>	<p>(15) 県たばこ税</p> <p>①県たばこ税の概要 県たばこ税は、たばこの消費に対して課される租税であり、たばこを購入する時のその小売価格に含まれている。</p> <p>②納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者（外国たばこの輸入業者）及び卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡した者</p> <p>③税額 たばこ1,000本につき1,504円、ただし旧三級品の紙巻たばこ（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・パイオレット・ウルズ）については、1,000本につき716円</p> <p>④申告及び納付 申告及び納期限は売り渡し等の日の属する月の翌月末日となる。</p>
--	--

(16) ゴルフ場利用税

① ゴルフ場利用税の概要

ゴルフ場利用税はゴルフ場を利用するという行為に対して課される租税である。

② 納税義務者

ゴルフ場を利用した者

③ 税額

利用者1人1日につき、利用するゴルフ場の区分に応じて以下の等級決定基準により決定された等級に応じて定められた金額

i. 等級決定基準

等級決定基準	点数
(A) ホール数	18ホール以上・・・30点、18ホール未満・・・点数なし
(B) ホールの平均距離	300m以上・・・30点、150m以上300m未満・・・15点 150m未満・・・点数なし
(C) 利用料金	利用料金を100で除した数値に相当する点数

ii. 等級と税率

合計点数 (1の表中(A)+(B)+(C))	等級	税率 (1人1日)
185点以上	1級	1,200円
185点未満155点以上	2級	1,000円
155点未満125点以上	3級	800円
125点未満95点以上	4級	600円
95点未満	5級	400円

④ 申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月15日となる。

⑤ 特別徴収義務者

ゴルフ場の経営者

⑥ 非課税制度

18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等、その他一定の要件を満たす場合にはゴルフ場利用税は非課税となる。

⑦ 市町村に対する交付金
県に納入されたゴルフ場利用税のうち、7/10に相当する金額はゴルフ場のある市町村に交付される。

(17) 軽油引取税

①軽油引取税の概要

軽油引取税はディーゼルエンジン自動車の燃料である軽油の現実の納入を伴う引取りに対して課される租税である。従来、道路特定財源としてその用途を制限されていたが、平成21年度より普通税に改正された。

②納税義務者

特約業者又は元売業者から軽油を現実に引取った者

- 元売業者とは軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が指定した者
- 特約業者とは元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定した者

③税額

軽油 1キロリットルにつき 32,100 円 (1リットルにつき 32 円 10 銭)

④申告と納税

特別徴収の方法による。申告及び納税は引取りの日の属する月の翌月末日となる。

⑤特別徴収義務者

元売業者及び特約業者

⑥免税制度

農業、林業等の法律で定められた特定の用途に使用される軽油は、一定の手続きを経た後、免税とされる。

⑦混和軽油等に対する課税

以下のような場合においても、軽油引取税の課税が行われる。また以下の行為を行う場合には事前に県税事務所において承認を受ける必要がある。

- i. 軽油に灯油や重油などを混ぜた混和軽油や灯油や重油などから不正に製造した軽油を販売または消費する場合
- ii. 灯油や重油などを自動車の燃料として販売または消費する場合

(18) 狩猟税

①狩猟税の概要

狩猟税は、狩猟者の登録を受け、狩猟を行うことができる権利に対して課される租税であり、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充当される。

②納税義務者

狩猟者の登録を受ける者

③税額

以下の区分に応じてそれぞれ定められた金額

狩猟免許種別	区分	税額
第一種統猟免許	県民税所得割額の納付を要する者	16,500 円
	県民税所得割額の納付を要しない者	11,000 円
	県民税所得割額の納付を要する者	8,200 円
網猟免許	県民税所得割額の納付を要しない者	5,500 円
	県民税所得割額の納付を要する者	8,200 円
わな猟免許	県民税所得割額の納付を要しない者	5,500 円
	県民税所得割額の納付を要しない者	5,500 円
第二種統猟免許	—	5,500 円

④申告及び納付

狩猟者の登録を受ける時に山梨県収入証紙によって納付する。

4. 租税制度（条例等の改正に関する事務）

地方税法改正に伴う県税条例の改正については通常以下のスケジュールにより行われる。

時期	国	県	
		議会、知事	総務部
12月	税制改正大綱		(税務課)
1月	法改正案提出		・法改正の内容整理 ・条例改正すべき事項の整理
2月			・修正案作成 ・私学文書課と改正案について協議（担当レヘル）① ・提出資料の作成
3月	可決成立	6月議会以前に対応必要な部分につき知事専決	・法合審査委員会の審査②
4月			・法合審査委員会の承認後庁内決裁へ（税務課、私学文書課、財政課→次長→部長）
5月		改正案の庁内決裁 (総務部長→副知事→知事)	
6月		(6月県議会) 条例改正案提出③ →総務委員会へ付託、委員会承認 →本会議で承認	
7月		施行規則改正（議決不要）	

①私学文書課との協議内容
要改正部分について、その内容及び文言について確認を行う。また、当該改正を3月の知事専決とするか、6月の議会提出とするかについても協議を行う。

②法合審査委員会の構成
委員長は総務部長、副委員長は総務次長、各委員は庁内主要各課の課長となっている。また、幹事は私学文書課職員、財政課及び市町村課の職員が務めている。

③議会への提出資料
議会へは県税条例新旧対照表、改正条例案文、改正の概要、その他の参考資料が提出される

※施行規則改正の場合（条例改正との相違点）
・スケジュールは、施行日との関係で前後する。
・税務課で作成される資料は条例と同様（規則新旧対照表、規則案文、改正概要）
・法合審査委員会については、幹事の事前審査の後、持ち回りで委員7人以上の承認を要する（委員会全体としての承認なし）
・庁内決裁は、税務課、私学文書課→総務部次長、部長→副知事→知事となり財政課は通らない。

※条例改正等が本議会で可決された後、税務課は県税事務所に対しその内容を公文書等により周知を行う。

5. 滞納整理関係

(1) 滞納整理事務の概要

県税は原則として納期限内に納めなければならないが、実際には様々な理由により納期限内に納付されずに滞納となるものが少なからず発生する。このような滞納が発生した場合に、地方公共団体が滞納を解決するための一連の事務手続が「滞納整理」である。また、納期限から50日以内に督促状が発付される(条例第14条)が、これによっても未納者が納税をしない場合には、地方公共団体は差押等の強制的手段を行使することができる。この強制的手段を「滞納処分」という。(以下、納付期限までに納税する者を「納税者」、納付期限までに納税せずに督促状の発付に至る者を「未納者」、督促状の発付後においても納税せずに催告書の発付に至る者を「滞納者」と区分して表現する。)

総合県税事務所の部署のうち、滞納整理の関係部署は、徴収部と課税・管理部の総務管理課である。徴収部の徴収第一課の徴収総括担当では徴収部門の企画調整及び滞納金の整理業務を行い、公売や執行停止といったリアケースを処理している。そして、徴収第一担当から徴収第五担当までは、税目別ではなく地区別に担当割りを行っている。担当を地区割りとしているのは、税目別にすると複数の税目滞納者1名に対して複数人の担当が割り当てられるケースが考えられる等の非効率が生じると判断しているためである。

徴収第一担当：北杜市・韭崎市・甲斐市・昭和町

徴収第二担当：南アルプス市・中央市・市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町・甲府市の一部(旧中道町・上九一色村)

徴収第三担当：山梨市・甲州市・大月市・丹波山村・小菅村・上野原市・道志村・都留市・西桂町

徴収第四担当：富士河口湖町・鳴沢村・富士吉田市・忍野村・山中湖村・笛吹市

徴収第五担当：甲府市

さらに、課税・管理部の総務管理課では、滞納整理関係で、不納欠損処理の時効管理や滞納先の名寄せ管理を担当している。

①督促状の発付

納税義務の確定した県税が納期限を経過しても納税されない場合は、課税・管理部総務管理課の管理第一担当・管理第二担当(自動車税については、自動車税部自動車税課管理担当)は督促状を発付する。督促状は地方税法第66条第1項等により、納期限後20日以内に発付することとされているが、山梨県においては条例第14条に「納期限後五十日以内に督促状を発付しなければならない。」と規定している。これは、督促状の発付を納期限後50日以内とすることによって、電子計算機を活用した効率的な収納管理事務の運営を行うことを目指しているためである。

この督促状は、税務システムより督促状一覧表と同時に自動発行され、全未納者に対して発送される。

②催告

督促状発付後、依然として未納の県税等について納付を促すため、次の催告書が発付する。

i 財産差押処分執行通知書

徴収部の徴収員は、滞納整理を進めるにあたり滞納処分(財産の差押)を必要とする滞納者に対して、原則として、督促状発付データを元に滞納データとして出力された翌月及び毎年度6月と11月に財産差押処分執行通知書を発付する。

ii 延滞金催告書

総合県税事務所長は、延滞金のみが未納となっている滞納者に対し、本税が完納となつた翌月及び毎年度10月に延滞金催告書兼領収書を発付する。「延滞金」とは、納期限を過ぎてからの納付に際し、その遅延した税額及び期限に応じて加算されるもので、納期限までに納めた納税者との公平を保つために、本税に加算して徴収される。) 以上の催告書は、税務システムより自動的に発行される。また、財産差押処分執行通知書の発付手続は徴収部として行うものであるが、滞納者の状況等が個々異なるため、これ以外に徴収担当の経験による判断により、必要に応じて滞納者に電話したり、催告書以外の「来所を促す内容(呼出)」や「納税の徳意(しようよう)」等の事務連絡文書を「リサーチ」(税務システムからダウンロードしたデータを加工したアプリアクショソフット)で作成して滞納者に送付することがある。

③財産調査

催告書等の送付、電話、訪問等による催告によっても連絡が取れない場合や、依然として納付がされない場合等に財産及び生計の状況の調査を行う。官公署、勤務先、金融機関、取引先等に対してこれらの調査を行うことを財産調査といい、差押をすべき財産の有無や差押をすべき財産を決めていくこととなる。

④差押、交付要求、参加差押

催告によっても納税しない滞納者に対しては、県側の租税債権を確保するため、財産の差押を行う。差押とは、徴収担当が滞納者の財産の処分を制限し、換価(公売)できる状態におく強制処分のことである。

国税徴収法第47条第1項により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が完納しないときは、徴収担当は滞納者の財産を差押えなければならないこととなっている。滞納者の財産について、すでに滞納処分や強制執行(行政法上の義

務を履行させるために、行政機関が強制的な手段を用いること）等の強制換価手続（公権力が強制的に債務の履行を実現させる手続）が行われている場合には、その手続に参加して配当を受け、それにより租税を徴収する制度として「交付要求」と「参加差押」とがある。

イ 交付要求

滞納者の財産について「強制換価手続」が執行される場合、税務署長はその強制換価手続を行っている執行機関に対して交付要求を行い、執行機関より配当を受けることにより租税債権の弁済を受けることとなる。（国税徴収法第 82 条第 1 項）

ii 参加差押

参加差押は、滞納者の財産のうち特定の財産について、滞納処分による差押が先行して行われている場合に限って適用される。先行する滞納処分手続に参加して、換価代金から配当を受けるほか、先行している差押が解除された場合には、参加差押に差押の効力を生じることとなる。

⑤換価

換価とは、差押にかかる県税を徴収するため、差押えた財産を公売等の方法で強制的に金銭に換える処分のことであり、入札等の方法により売却を行うほか、最近ではインターネットの普及によりネットオークションを利用して、差押財産の公売も行っている。

(2) 滞納処分の停止（執行停止）

滞納者について、一定の事実がある場合において、滞納処分を執行してもその実益がないと認められるとき等に、総合県税事務所長の職権によってその執行を一時停止することを滞納処分の停止（以下「執行停止」という。）という。（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）この場合、その停止の期間が三年間継続したときは、滞納者の納税義務が消滅する。また、滞納者に財産がない場合において、徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに滞納者の納税義務を消滅させることができる。このことを即時消滅という。（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）平成 20 年度から平成 22 年度における執行停止及び即時消滅の件数、金額は以下のとおりである。

過去3年度間の執行停止及び即時消滅の件数、金額 (単位：件、円)

年度	執行停止		即時消滅	
	起案件数	調定件数	起案件数	調定件数
H20年度	62	239	16,787,107	176
H21年度	201	648	34,566,908	293
H22年度	289	1,025	64,778,634	417

(総合県税事務所作成資料)

執行停止、即時消滅ともに平成 20 年度以降増加している。執行停止や即時消滅の金額を増やすことは、県税の徴収率の向上につながるため、平成 21 年度から、山梨県では執行停止や即時消滅処理を促進している。

①執行停止となる場合

滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる。（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）

- i 滞納処分をすることができる財産がないとき（同項第 1 号）
- ii 滞納処分することによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき（同項第 2 号）
- iii その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき（同項第 3 号）

②執行停止の通知

総合県税事務所長は、滞納処分の執行停止をしたときは、滞納処分の停止通知書により当該滞納者に通知する。

③執行停止の効果

i 滞納処分の執行停止

執行停止をしたときは、その停止期間中は、その停止に係る徴収金（地方税法の規定によって道府県又は市町村が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費）につき新たな差押をすることはできない。また、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号該当の執行停止をしたときは、当該停止に係る差押財産についての差押を解除しなければならない。

ii 納税義務の消滅

執行停止をした徴収金の納付義務は、その停止が 3 年間継続したときは法律上当然に消滅する。（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）

ただし、執行停止した場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収金を徴収することが明らかであるときは、直ちに納税義務を消滅させることができる。（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）

iii 延滞金の免除

執行停止期間中においては、延滞金が免除される。（地方税法第 15 条の 9）

なお、執行停止中の徴収金につき滞納者の自主納付又は交付要求に係る受入金があったとき若しくは当該滞納者に係る過誤納金等があったときは、執行停止中であっても当該徴収金に当該金額を充てることができる。

また、時刻は執行停止期間においても進行するため、徴収担当はその点に留意しながら対応している。

④執行停止の取消

i 執行停止の取消

執行停止の事由に該当しなくなったときは、執行停止の取消をしなければならない。

ii 取消手続

総合県税事務所長は、執行停止の取消をしたときは、滞納処分停止取消通知書により当該滞納者に通知する。この場合における取消は、徴収猶予の取消同様、行政法上の撤回に該当するものであり、趣及的效果がないことから、例えば財産差押を執行停止によって解除した場合、その後の取消によって改めて財産差押をする必要が出てしまうことから、徴収担当はその点に留意しながら対応している。

(3) 換価猶予

①意義及び要件等

滞納処分を執行することにより滞納者の事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は滞納処分を執行するよりもその執行を一定期間猶予することが徴収金の徴収上有利である場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときには、1年以内の期間に限り換価を猶予することができる。(地方税法第16条第1項本文)

②猶予の期間

猶予の期間は、換価の猶予を行う事由が消滅すると認められる日までであり、その期間は原則として1年以内である。(地方税法第15条の5第1項) この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる(地方税法第15条の5第3項、同法第15条第1項後段)。

また、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができるやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により換価を猶予した期間とあわせて2年を越えることができない。(地方税法第15条の5第3項、同法第15条第3項)。

③換価の猶予の効果

換価の猶予の効果のうち主なものは以下のとおりである。

i. 差押の猶予又は解除

換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除する

ことができる。(同法第15条第2項)

ii. 時刻の中断

換価の猶予の決定により、徴収権の消滅時刻が中断される。

また、換価の猶予の期間中は、時刻が進行しない(同法第18条の2第4項)。

④担保の徴収

換価を猶予する場合は、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予にかかる金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、徴しないことができる(地方税法第16条第1項)。

- 一 国債及び地方債
- 二 地方団体の長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券
- 三 土地
- 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

⑤換価の猶予の手続

換価を猶予したとき、又はその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。(同法第15条の5第3項、同法第15条第4項前段) 山梨県においては、換価の猶予は、総合県税事務所長の裁量により職権で決定する。徴収担当にて「換価猶予決定決議書」を作成し、県税事務所長の決裁を受けた後、猶予を受ける者に対して「換価猶予通知書」を交付する。猶予の期間を延長する場合も同様である。

⑥換価の猶予の取消し

換価の猶予を受けた者が以下の取消し事由に該当する場合には、換価の猶予を取り消し、一時に徴することができる。(同法第15条の6第1項)

i. 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。あるいは、担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する求めに応じないとき。(同法第15条の6第1項第1号、同法第15条の3第1項第1号及び第2号)

ii. 地方税法第15条の5第1項の換価の猶予の適用が可能となる要件に該当しなくなったとき

iii. 換価の猶予を受けた者が繰上徴収（同法第13条の2第1項）の要件に該当することとなった場合（同法第15条の6第1項第3号）

(4) 分納誓約

①意義

県税等は、本来定められた納期限内に定められた納付書等により一括納付されるべきものである。しかし、納税者等の事情により納期限内に一括納付されない場合がある。これに対し、県税等の歳入の確保を図るため、徴収上有利であると認められる場合において、例外的に納税者等から誓約書を申し分納を認めるものである。（収納管理事務取扱要領第四章第2節1）なお、徴収部によれば、山梨県において分納となるのは、催告書の送付により納税者等が納付相談に応じ分納に至るケースと、差押実施により納税者等が納付相談に応じ分納に至るケースが多いとのことである。

②要件

分納誓約による納付が認められる納税者等の事情とは、以下のいずれかの要件を満たす場合である。

- i. 地方税法第15条第1項各号に定める徴収猶予の要件に類似しているもの
- ii. 財産調査により一括納付が不能と判明したもの

なお、今回調査対象とした分納誓約のサンプルについては、全てii.の要件によるものであった。

③効果（収納管理事務取扱要領第四章第2節3）

i. 時効の中断

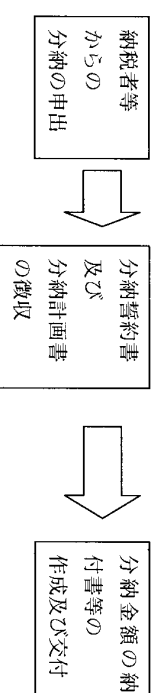
「未納の県税債務の承認及び納税誓約書」（以下、「分納誓約書」という。）の提出は、滞納者による納税債務の承認（民法第147条第3号）に該当し、徴収権の消滅時効を中断する効果がある。

ii. 滞納整理の中断

分納誓約が誠実に履行されると認められるものについては、滞納整理を中断することができる。

なお、分納誓約が誠実に履行されると認められない場合は、分納中に差押を実施することもあり得る。

④分納誓約の手続（収納管理事務取扱要領第四章第2節2）
分納誓約の手続は以下の通りである。



なお、分納計画書については、納税者等の収支の状況を示すために必要な証拠書類（給与明細、預金明細、水道光熱費の領収書等）を併せて徴求している。

(5) 延滞金の免除（減免）

①概要

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対して課されるものであるため、その履行遅滞がやむを得ない理由による場合には、法律上当然に、又は総合県税事務所長の裁量により免除（減免）することとなっている。

i. 法律上当然に免除されるもの

法律上当然に免除される事由としては、(i) 徴収猶予に基づくもの、(ii) 換価猶予に基づくもの、(iii) 執行停止に基づくもの、(iv) 災害等による期限の延長に基づくものの4つに区分される。免除額は、免除の要件となる事実等に応じて、延滞金の全額あるいは、延滞金の2分の1に相当する額と2分の1に相当する額に年7.3%の割合から特例基準割合を控除した割合が年7.3%の割合のうちを占める割合を乗じて算定した額を合計した額（以下、2分の1免除という）に相当する額となる。

徴収猶予や換価猶予等は、徴収部の各担当が税務システム上で処理する。当該処理を行うと「徴収猶予決議書」が出力され、当該決議書に総合県税事務所長が決裁を行う。当該処理がなされた案件については、税務システム上、自動で延滞金が減免されて計算されることになる。

ii. 総合県税事務所長の裁量により免除（減免）されるもの

総合県税事務所長の裁量により免除（減免）されるものとしては、(i) 画一的に免除（減免）すべきものと、(ii) 総合県税事務所長の決議を必要とするものの2つに区分される。

(i) 画一的に免除（減免）すべきもの

納税が納付委託や郵送で行われる場合、再委託銀行が取立てをすべき日（たとえば、

小切手の期日)や郵便物の発信日と納付・収納の日は、ずれることになる。それぞれ、再委託銀行が取立てをすべき日の翌日から納付の日までと、郵便物の発信日から現金が収納された日までの期間に係る延滞金は、画一的に免除(減免)すべきものに該当する。このほか、納税貯蓄組合の納付委託や、交付要求、指定外の金融機関に納付された場合等が画一的に免除(減免)すべきものに該当する。免除(減免)額は、法律上当然に免除されるものと同様に、免除の要件となる事実等に応じて全額免除あるいは2分の1免除となる。

納付委託や郵送で納税が行われる場合、税務システム上で納付登録する際に、郵便物の発信日を税務システム上納付日として登録する、などの形で対応している。

(ii) 総合県税事務所の長の決議を必要とするもの

総合県税事務所長の決議を必要とする事実等があった場合において、免除(減免)期間に対応する部分の延滞金について全額免除、あるいは2分の1免除しようとするときは、免除(減免)の要件となる事実等を調査し、決議する必要がある。免除(減免)の要件となる事実等としては、ア. 徴収猶予又は換価猶予の期間後において、地方税法第15条の9第2項各号の場合、イ. 滞納に係る県税等の全額を徴収するために必要な財産を差押えた場合又はその全額に相当する担保の提供を受けた場合(地方税法第15条の9第4項)、ウ. 徴収猶予期間中において、地方税法第15条の9第2項各号の場合等がある。

徴収担当は、本税が完納された各担当案件のうち、延滞金減免(免除)の要件があるものについて、税務システム上で減免の処理を行う。減免処理がなされた案件については、「延滞金減免決議書」が出力され、総合県税事務所長の決議を受けることになる。

(6) 不納欠損処理

地方公共団体の歳入決算において、法令等の規定に基づく時効又は徴収停止による債権の消滅又は債務の免除により、既に測定されている歳入が徴収し得なくなつた場合、これを会計上不納欠損額と表示し整理することとなり、これを不納欠損処分と呼んでいる。

①県税等の不納欠損

県税等において不納欠損の要因となる事項は、
 i. 徴収権の消滅時効(5年経過)、
 ii. 執行停止の3年経過による納税義務の消滅
 iii. 即時の納税義務消滅(会社倒産または個人死亡) 等地方自治法第236条の定める事項以外の特殊なものがある。

②県税等の不納欠損の手続

i 不納欠損の決議
 総合県税事務所長は、県税等が時効等により徴収し得なくなつたときは、当該県税等

について不納欠損の決議を行い、県税不納欠損調査を作成し、課税・管理部長及び自動車税課長に交付する。
 ii 不納欠損の報告
 課税・管理部長及び自動車税課長は、県税不納欠損調査の交付を受けたときは、収入簿に当該事項を記載するとともに、翌月10日までに不納欠損調査により税務課長を経由して出納局長に報告を行う。

iii 税務電子情報処理組織への記録

総合県税事務所長の課税・管理部長及び自動車税課長への県税不納欠損調査の交付及び課税・管理部長及び自動車税課長の収入簿への記載整理は、税務電子情報処理組織へ記録する方法により代えることができる。この場合において、当該事項が既に税務電子情報処理組織に記録されているときは、重ねて記録することを要しない。

iv 個人県民税の不納欠損の報告等

総合県税事務所長は、市町村長が行つた個人県民税の前年度の不納欠損の状況を毎年5月下旬に個人県民税の不納欠損報告書により報告を受け、不納欠損の決議(前記i)を行う。なお、市町村ごとの不納欠損の状況を取りまとめ、県税不納欠損調査に個人県民税の不納欠損報告書を添付して管理第一担当が税務課のシステム管理担当に報告を行う。

以下の表は、過去5年間における主要税目別の不納欠損処理額を表したものである。

主要税目別の不納欠損処理額の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
個人県民税	134	138	143	143	156	714
法人県民税	9	7	8	14	6	43
個人事業税	15	11	10	8	7	52
法人事業税	16	29	18	48	16	126
不動産取得税	102	114	45	38	74	373
県たばこ税	-	0	-	-	-	0
ゴルフ場利用税	1	2	31	-	-	34
自動車税	128	128	108	87	80	531
鉱区税	1	-	0	-	-	1
軽油引取税	-	7	2	-	-	10
旧法による税	-	-	2	2	1	5
合計	404	435	367	340	342	1,889

(注)「旧法による税」とは、旧軽油引取税(平成21年改正)、料理飲食等消費税(平成元年廃止)、特別地方消費税(平成12年廃止)である。

(単位:百万円)

この5年間の不納欠損処理額のうち、税目別にみて大きなものは個人県民税、自動車税、不動産取得税、個人事業税となる。但し、経年でみると全般的に不納欠損処理額は減少傾向にあり、とりわけ自動車税と不動産取得税の減少が目立っている。自動車税については、平成17年度から導入されたコンビニ収納による徴収効果が上がってきており、不動産取得税については、平成18年度と平成19年度に大口の滞納案件があったことよって、その後の不納欠損処理をせざるを得なかったことが影響している。

(7) 差押の実施状況

以下の表は、山梨県の過去5年間に於ける差押の実施状況である。

過去5年間の差押の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
差押件数(件)	838	1,696	3,448	3,602	4,325
差押対象税額(百万円)	447	470	808	1,197	1,136
充当額(百万円)	-	68	139	133	110
差押目標件数(件)	-	2,730	2,410	4,000	4,000
達成率(%)	-	62%	143%	90%	108%
対象資産別件数(件)					
不動産	19	20	22	150	77
預貯金	778	1,053	2,092	2,391	2,508
給与	-	15	24	18	47
自動車	14	594	1,177	645	1,290
生命保険	-	-	71	398	338
その他	27	14	62	-	65
合計件数(件)	838	1,696	3,448	3,602	4,325

差押件数は年々増加しており、特に平成20年度からは飛躍的に増えている。これは、山梨県が差押徴収の強化を掲げ、財産調査の徹底と差押の大幅な強化を図ったことが主な要因とみられる。

差押の対象資産の内訳としては、預貯金、自動車が多く、この他生命保険も増加傾向を示しているが、不動産は平成21年度をピークに、それほど伸びていない。また、自動車は平成20年度で急増しているのは、平成18年度から実施したタイヤロック装着による自動車の差押からインターネット公表までの流れが定着してきたことの効果によるものである。

次に、担当別に平成22年度における差押実績をみると、以下表のとおりとなる。

	差押件数		差押対象税額		預貯金の差押					
	件数	構成比	金額	構成比	差押対象税額	構成比	差押金額	構成比	充当額	構成比
徴収第一担当	859	19%	137	20%	41	14%	33	18%	18	21%
徴収第二担当	558	13%	130	19%	57	20%	32	17%	11	13%
徴収第三担当	798	18%	92	13%	38	13%	26	14%	15	17%
徴収第四担当	673	15%	81	12%	41	14%	38	21%	20	24%
徴収第五担当	1,293	29%	154	22%	49	17%	45	24%	18	21%
徴収総括担当	258	6%	92	13%	60	21%	12	7%	3	4%
合計	4,439	100%	686	100%	286	100%	187	100%	86	100%

(注) 当表の差押件数4,439件は、「過去5年間の差押の実施状況」上の差押件数4,325件と相違しているが、これは当表には参加差押・二重差押を含めているためである。

差押件数、差押対象税額ともに、中核都市である甲府市を対象エリアに持つ第五担当が一番多く、全体の2割から3割を占めている。預貯金の差押についてもほぼ同様の状況となっているが、差押対象税額については、執行停止等のリソースの処理を取扱う徴収総括担当の占める割合が高くなっている。

6. 収納対策

(1) 収納方法の概要
 県税の徴収方法には、普通徴収、申告納付、証紙徴収及び特別徴収の4つの方法がある。このうち、普通徴収すなわち納税通知書によって納税する税目については、一般的に以下の納付方法を選択することができる。

- ① 総合県税事務所窓口での納付
- ② 金融機関での納付
- ③ コンビニエンスストアでの納付
- ④ 口座振替による納付
- ⑤ クレジットカードによる納付
- ⑥ マルチペイメントネットワークシステム (PC、携帯電話、ATM) によって納付可能とするサービス) による納付

このうち、総合県税事務所窓口や金融機関での納付は時間や曜日の制限があるため、山梨県では納税者の利便性に配慮して、税目により休日や夜間でも納付が可能なコンビニ収納や口座振替による納付を導入している。
 コンビニ収納は平成17年度から自動車税の納付において導入されており、また口座振替は平成元年度から個人事業税の納付において導入されている。

自動車税について、納期内収納状況と年度毎の利用状況は以下のようになっている。

納期内収納状況

① コンビニ収納状況

(単位：件、百万円)

	件数	納付金額	納期限
平成17年度	34,354	1,329	平成17年5月31日
平成18年度	51,937	2,001	平成18年5月31日
平成19年度	66,588	2,585	平成19年5月31日
平成20年度	75,882	2,934	平成20年6月2日
平成21年度	85,818	3,328	平成21年6月1日
平成22年度	91,301	3,482	平成22年5月31日

② 収納機関別利用割合

	コンビニ	金融機関	県窓口	合計
平成17年度	34,354	216,732	2,825	253,911
平成18年度	51,937	204,252	3,128	259,317
平成19年度	66,588	186,648	3,372	256,608
平成20年度	75,882	178,272	4,697	258,851
平成21年度	85,818	168,792	4,457	259,067
平成22年度	91,301	162,854	623	254,778
平成17年度	1,329	7,721	66	9,116
平成18年度	2,001	7,261	72	9,334
平成19年度	2,585	6,658	72	9,316
平成20年度	2,934	6,335	113	9,382
平成21年度	3,328	6,014	107	9,451
平成22年度	3,482	5,667	15	9,165

表を見てわかるとおり、導入を開始した平成17年度以降自動車税のコンビニ収納が拡大しており、平成20年度からは自動車税の3割超がコンビニ収納となっている。

(2) 租税教育

① 意義

租税教育は、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的として実施される教育である。(国税庁HPを参考として記載)

② 山梨県における租税教育の実施状況

山梨県における租税教育の取組みとしては、租税教育用副教材の作成及び配布が挙げられる。これは、小学校及び中学校の社会科用に、東京国税局と共同で租税教育用副教材を作成し、山梨県内の全小中学校に配布しているものである。

7. 税務システム

(1) 税務事務電算化の経緯

山梨県の税務業務の電算化は、昭和40年代にまで遡る。昭和47年に汎用コンピュータを導入後、個人事業税、自動車二税、法人二税システム等の個別システムを順次開発し、稼働していった。その後、平成元年に各県税事務所と本庁をオンラインで結び、課税から収納まで総合的に処理する県税事務総合オンラインシステムを税務課で開発し、運用を開始した。

平成11年度、県税事務総合オンラインシステムが旧式化したため、県では平成12年度に「新税務システム開発委員会」を設置し、新システム（現在の税務システム）の開発に着手した。平成13年度に一般競争入札によってシステム開発業者を決定後、平成16年4月に現在の税務システムを稼働開始した。その後、法改正等に伴うシステム改修を実施するとともに、平成20年度にはサーバ等の機器更新を行い、現在に至る。現在の税務サーバのリース期限が平成25年12月末までであるため、期限到来前に機器更新を行う予定としている。

(2) 税務システムの概要

県の税務システムは、「課税システム」「収納管理システム」「滞納整理システム」の3つのシステムから構成され、県税の税目に対して課税から滞納整理までの一連の税業務を行うことができる。各システムの機能概要は以下の通りである。

システム名	機能概要
課税システム	税目ごとの課税処理を行う。
収納管理システム	収納金の管理、集計、督促等の処理を行う。
滞納整理システム	滞納者情報や差押情報等の管理を行う。

(出典：税務課作成資料)

また、税務システムで対応している税目別処理の概要とシステム稼働時期については以下の通りである。

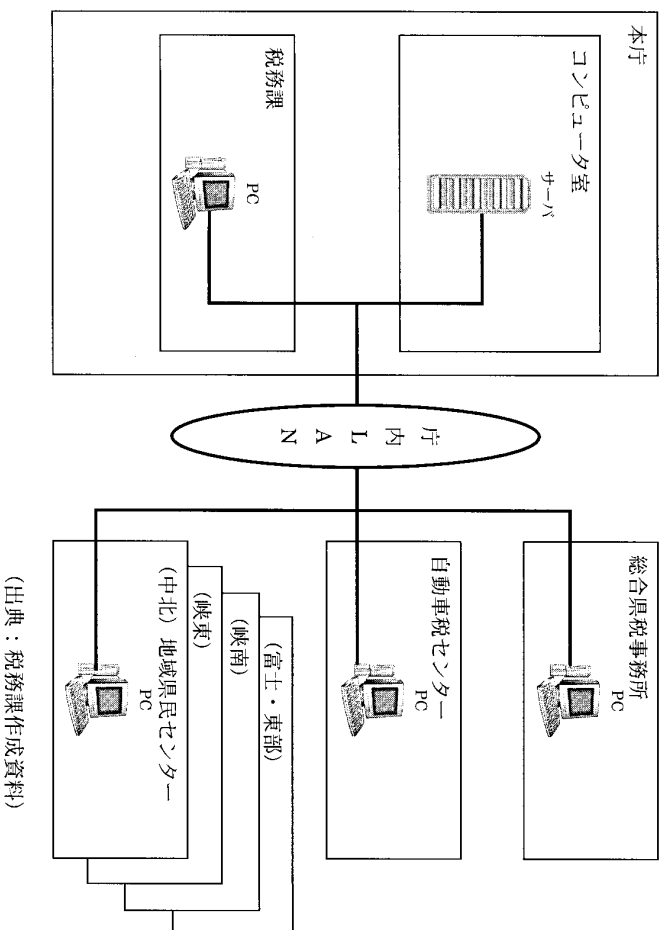
システム名称		業務区分及び処理概要		稼働時期
あて名管理		あて名登録処理		H16年4月
		返戻処理		
課税		あて名照会処理		H16年4月
		報告書入力処理		
		課税状況照会処理		
県民税利子割		営業所明細等入力処理		

システム名称	業務区分及び処理概要	稼働時期
個人事業税	申告更正決定処理	H17年2月
	課税状況照会処理	
	課税処理	
	課税状況照会処理	
	判定支援処理	
	原始取得課税処理	
	承継取得課税処理	
	徴収猶予・減額等処理	
	課税状況照会処理	
	課税処理	
県たばこ税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	特徴者登録変更処理	
	申告更正決定処理	
ゴルフ場利用税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	申告更正決定処理	
釧路区税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	事業者登録変更処理	
	申告更正決定処理	
軽油引取税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	軽油引取税免税証交付管理処理	
	申告更正決定処理	
法人二税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	申告更正決定処理	
	申告書・分配データ入力処理	
自動車二税	課税状況照会処理	H16年4月
	課税処理	
	定期・随時賦課更正処理	
県民税配当制	特徴者登録変更処理	H16年4月
	申告更正決定処理	
	課税状況照会処理	
県民税株式会社等譲渡所得割	特徴者登録変更処理	H16年4月
	申告更正決定処理	
	課税状況照会処理	
諸税	税額入力処理	H16年4月
	課税状況照会処理	

サブシステム名称	業務区分及び処理概要	稼働時期
収納管理	測定処理	
	収納消込・口座振替処理	
	督促・還付充当処理	
	報償金・交付金処理	
	収納状況照会・課税証明処理	
滞納整理	滞納繰越処理・決算処理	
	催告・差押予告処理	
	差押・交付要求等入力処理	
	滞納者情報照会処理	

(出典：税務課作成資料)

税務システムは、クライアント・サーバ型のシステム形態をとっている。サーバは県庁に設置され、PCは、本庁税務課、総合県税事務所、自動車税センター及び各地域県民センターにそれぞれ業務の規模に応じた台数が設置されている。

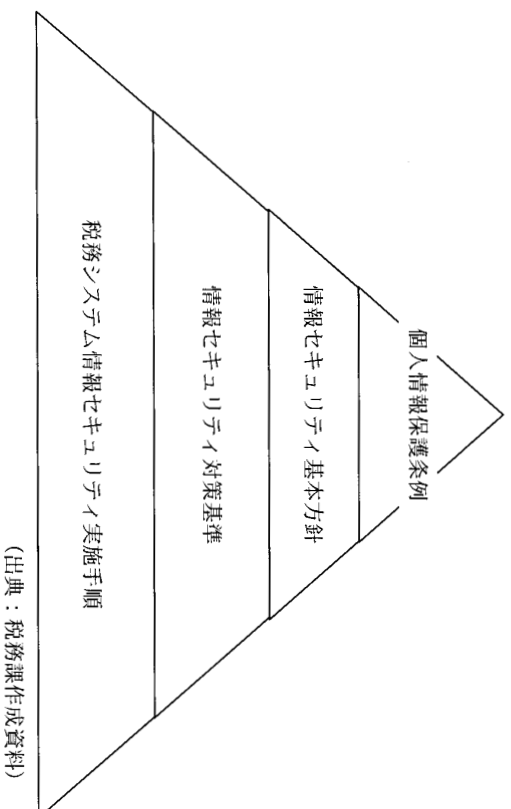


(出典：税務課作成資料)

(3) 税務システムに関する情報セキュリティ方針
県における情報セキュリティ方針は、「山梨県情報セキュリティ基本方針」及び「山梨県情報セキュリティ対策基準」にて定められている。さらに、「山梨県情報セキュリティ基本方針 第8情報セキュリティ実施基準の策定」では、個々の情報システムについて、具体的な実施手順を明記した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。（以下、省略）

(出典：山梨県情報セキュリティ基本方針)

税務システムについても、これに従い「税務システムセキュリティ実施手順」が策定されている。こうした情報セキュリティに関する規程の関係は以下の通りである。



(出典：税務課作成資料)

なお、個々の情報システムに対する情報セキュリティ実施手順策定の手引き書の位置づけとして、「情報セキュリティ実施手順書記述要領」が情報政策課によって策定されており、「税務システムセキュリティ実施手順書」も、これに倣って策定されている。

(出典：税務課作成資料)

(4) 税務システムの情報セキュリティ対策の運用状況

①情報資産分類

「情報セキュリティ実施手順書記述要領」では、山梨県の情報資産の分類を以下のよう
に定義している。

i. システムの機密性

レベル	定義
3	山梨県個人情報保護条例で定義している「個人情報」及び山梨県情報公開条例で定義している行政文書であって、同条例における「不開示情報」に相当するものうち、県民の生命、身体、財産及びプライバシー等に直接重大な影響を及ぼすもの、ならびに行政事務の執行等に直接重大な影響を及ぼすもの
2	山梨県個人情報保護条例で定義している「個人情報」及び山梨県情報公開条例で定義している行政文書であって同条例における「不開示情報」に相当するもの
1	上記に該当しないもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

ii. システムの完全性

レベル	定義
3	県民の生命、身体、財産及びプライバシー等に直接重大な影響を及ぼすもの
2	行政事務の執行等に直接重大な影響を及ぼすもの
1	上記に該当しないもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

iii. システムの可用性

レベル	定義
3	業務処理（システム利用）時に必ず利用できることが保証されるべきもの（計画停止以外のシステムの停滞が許されないもの）
2	業務処理（システム利用）時に中断時間が一定時間（1時間～半日）程度あることが許容されるもの
1	業務処理（システム利用）時に中断時間が1日程度あることが許容されるもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

「税務システムセキュリティ実施手順書 1.2 情報資産の分類」では、いずれもレベル3として定義している。

ル3として定義している。

1.2 情報資産の分類

- (1) 情報の機密性
税務システムの機密性のレベルは、レベル3とする。(中略)
 - (2) システムの完全性
税務システムの完全性のレベルは、レベル3とする。(中略)
 - (3) システムの可用性
税務システムの可用性のレベルは、レベル3とする。(以下省略)
- (出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

②人的セキュリティ対策

i. 組織

「税務システムセキュリティ実施手順書 2.2組織」では、税務システムの各管理者及び担当者以下の通りとしている。

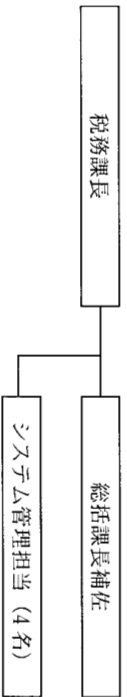
管理者名及び担当者名	任命されている者
最高情報統括管理者	山梨県知事
統括情報セキュリティ管理者	総務部長
税務システム管理者	税務課長
税務システム担当者	税務課システム管理担当
税務システムセキュリティ管理者	税務課長
税務課	総合県税事務所長
総合県税事務所（※1）	総合県税事務所長
総合県税事務所課税・管理部	総合県税事務所課税・管理部長
総合県税事務所自動車税部	総合県税事務所自動車税部長
総合県税事務所徴収部	総合県税事務所徴収部長
税務システムセキュリティ担当者	税務課システム管理担当
税務課	総合県税事務所課税・管理部
総合県税事務所課税・管理部	①東八代合同庁舎内の課税・管理部 事業税課長及び事業税課法人担当リーダ 及び事業税課個人担当リーダ 軽油引取税課長、軽油引取税課軽油第一担 当リーダ及び軽油第二担当リーダ

	総務管理課総務諸税担当 ②地域県民センター（納税証明窓口） 各地域県民センターに置かれた総合県税事務所の兼職職員のうちから、総合県税事務所課税・管理部の税務システムセキュリティ管理者が指定した者
総合県税事務所自動車税部	自動車税部自動車税課管理担当
総合県税事務所徴収部	徴収部徴収総括担当
ネットワーク管理者	情報政策課長
ネットワーク担当者	情報政策課職員

※1 総合県税事務所においては、総合県税事務所長を「総合県税事務所総括セキュリティ管理者」として位置づけ、総合県税事務所各部の各セキュリティ管理者を総括する。

（出典：税務システムセキュリティ実施手順書）

税務システムの管理主体となる総務部税務課の体制は、以下の通りである。



（出典：税務課作成資料）

ii. 教育及び訓練
情報政策課が全庁の職員を対象として、毎年9月から10月にかけて情報セキュリティに関する自己点検を実施、報告させ、情報セキュリティ遵守状況の確認を行っている。税務課においては、毎年4月に新任異動者を対象に、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修会を実施している。研修会ではシステム管理担当に割り当てられた時間があり、システム管理担当は、税務システムに関する資料を新任異動者に配布して、税務システムの利用上の注意等を説明している。

総合県税事務所においては、臨時職員・非常勤職員を雇用している。総合県税事務所の税務システムセキュリティ担当者は、臨時職員・非常勤職員に、採用時に情報セキュリティに関する資料を手渡しして、情報セキュリティ遵守について説明するとともに、情報セキュリティ遵守の誓約書を税務システムセキュリティ管理者宛に提出させている。

③物理的セキュリティ対策

i. サーバ機器

税務システムのサーバ機器は、本庁のコンピュータ室のラックの中に設置されている。コンピュータ室は常時施錠されており、ラックも通常時は施錠されている。

ii. 入退室管理

コンピュータ室の入退室は専用のICカードで管理している。ICカードの発行管理は、情報政策課が行っている。税務課では、税務課システム担当職員及び委託先常駐者に対して、ICカードの貸与を受けている。また、保守対応等の一時訪問者用のためのICカードの貸与も受けている。税務課では毎年1回、ICカード貸与者の見直しを行い、税務課長が決裁した後、情報政策課へ新たに貸与申請している。

なお、一時訪問者用ICカードは、未使用時には税務課システム担当者しか知らない場所まで保管しているが、このICカードの使用頻度は月に1回程度であるため、万一紛失した場合、最長で1ヶ月間気が付かないおそれがあり、その場合、紛失時の経緯を遡って確認することが困難になる可能性がある。

④技術的セキュリティ対策

i. 管理記録

税務システムは、運用保守をA社に委託している。税務システムに関する問合せ等、A社との取り交わしは、連絡票として記録している。システム管理担当では、連絡票を課税（税目区分毎）、収納、滞納、あて名等の処理区分毎にまとめて番号管理し、番号管理簿として、「連絡票管理表」を作成している。サーバー/機器等のハードウェアの保守については、委託先が作業後に提出する作業報告書をフレイリソングして、記録を残している。

上記のように税務課では委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等の紙のドキュメントを保管しているが、常時施錠できる場所には保管していない。

ii. バックアップ

税務システムでは、日次及び月次でバックアップを外部媒体（LTO）にて取得している。また、月次でバックアップデータの遠隔地保管を行っている。そのため、情報政策課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を行い、その結果を「税務システムデータ管理台帳」に記録しているが、具体的にどのLTOを授受したのかを記録していない。

iii. アクセス制御
税務システムは、ID、パスワード方式によるアクセス制御を実装している。IDは個人別に貸与されており、共有IDは存在しない。システム管理担当では「利用者台帳」でID貸与者を一覧管理している。また、毎年度、人事異動による転出者のIDを削除し、転入者のIDを新規登録している。

IDには業務に必要な最小限の権限を付与している。各IDにどのような権限を付与しているかについても、「利用者台帳」で管理している。

パスワードのルールについては、全庁的に定められている「パスワード設定管理基準」に従っている。

一方、税務システムサーバの特権IDについては、税務課では、委託先が保守作業のために使用することを許可している。許可するにあたっては、予め委託先から使用する者の氏名を提出させており、人数も必要最低限としている。また、使用時には連絡票が提出されており、使用の記録を残している。しかし、特権ID及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権ID及びパスワードの情報を管理、把握していない。

iv. 不正プログラム対策

税務システムについては、サーバ及びPCにセキュリティ対策ソフトを組み込んでいる。また、PCに搭載されているOSやソフトウェアに対するセキュリティ修正パッチプログラムの公開されると、システム等への影響がないことを確認した後、パッチ適用を行っている。

v. データの廃棄

税務課では、ハードディスク等の記録媒体を廃棄する場合は、委託先からデータ消去の証明書を提出させている。

vi. 出力帳票管理

帳票は税務課及び総合県税事務所にて出力される。帳票によっては税務課と総合県税事務所で授受することがあり、「出力帳票受渡し管理簿」で対象の帳票名、授受した者、授受日を記録している。
帳票の廃棄については、県のルールに従って処理をしている。

⑤運用による情報セキュリティ対策

i. 委託管理

税務システムの運用維持管理業務について、県は「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」に基づきA社に委託している。

A社からは、契約書の別記である「個人情報取扱特記事項」に基づき、「個人情報保護に係る責任体制報告書」が提出されるとともに、「担当者表」が提出され、作業者を明確にしている。なお、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託しているが、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。

また、税務システムのシステム改修における委託先の最終試験では、県に設置している試験環境に本番データのうち試験に必要な部分をコピーして、試験に利用している。委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い、税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

ii. 侵害時の対応

「税務システムセキュリティ実施手順書 5.3侵害時の対応」では、システムへの侵害等と疑われる状況を利用者が発見した場合の「税務システム緊急時対応計画」を定めている。また、税務システムに関する庁内外関係者の連絡体制及び連絡先をまとめている。

iii. 事業継続計画

税務システムでは、可用性を向上させるため、稼働系と待機系サーバ間をクラスタ構成としている。また、信頼性を向上させるため、サーバ機器の各コンポーネントやネットワーク機器を冗長構成にしている。

急な停電時対応として、各サーバに設置しているUPS(無停電電源装置)を使用して、サーバ機器及び税務データを保護するようにしている。

万一のシステム長期停止に備えて、税務システムから定期的(月1回程度)に自動車税納税確認用データを抽出して保存して、継続検査(車検)のための自動車税納税確認業務は継続できるようにしている。

体制面の対策として、税務課システム管理担当職員が、新型インフルエンザ感染等により長期間登庁できないことを想定し、同一運用業務について、正担当と副担当を設け、正担当職員が長期不在の場合でも、代わりに副担当職員が業務を行うことにより通常業務が行える体制を整えている。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災に伴い東電による計画停電が実施されたことを契機に、震災時等の大規模災害を想定し、県では「業務継続計画」を策定した。計画停電が実施された際の税務課及び納税証明書発行窓口等での対応を資料にまとめ、その内容を関係所属部署に周知し机上シミュレーションによる想定訓練を行った。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

(1) 個人県民税の賦課・徴収に当たり市町村との協力体制を構築すべきである（意見）

個人県民税の賦課徴収は市町村に依存しているが、市町村との協力体制を構築することが必要である。均等割の課税対象となる非居住者についても県独自の情報入手媒体を使って市町村への情報提供体制を構築すべきものと思料される。また、市町村に対する調査も計画的に行うことが必要である。

個人県民税は、県内に住所を有する個人（均等割と所得割）または県内に事業所や家屋等のみをもつ個人（均等割）に対して市町村民税とともに市町村で賦課徴収したあとで、県に払い込まれる。個人県民税の課税と収納の事務は、地方税法第41条第1項に基づき「個人の市町村民税と併せて市町村が行う」こととされており、県は徴収取扱費交付金を支払うことが同第47条第1項に定められている。したがって、個人県民税について基本的に賦課徴収は法令により市町村に委任されているため、県は納税者と直接対応することなく市町村との間の収納・連絡事務等を行うのみであり、その収納は市町村からの送納によることになる。個人県民税の収納率は、その仕組みとして、基本的に市町村の収納率の向上策に依存せざるをえない。

県税事務所は市町村の個人県民税新任担当者に対する送納の清算事務、報告書の作成事務等の講習を行っている。個人県民税の賦課業務については、基本的には市町村が行っている。市町村では市町村民税の申告内容についてチェックを行っているが、県税事務所としては特に対応していない。個人県民税も当該申告内容に依存することになることから、市町村任せでなく協力体制を構築すべきである。また、市町村とともに申告内容のチェック手法の共同研究、組織体制の整備、これらの講習活動を行うことも必要と思われる。県内に事業所や家屋等のみをもつ個人に対しては均等割のみが課税されることとなるが、これら非居住者の事務所、事業所、別荘等の確認調査は現状では市町村任せとなっている。不動産取得税課税時の情報（建物建築時の許認可権限を有する部署等との連携情報）等県税独自の情報入手媒体が存することから、これらと連携を強化することによって、情報入手し、市町村へ連絡する体制を構築することも必要と思われる。平成22年度に2市1町への現地調査を実施しているが、現状では市町村への調査は不定期であり、市町村調査票はあるが担当者名、日付等の記載はない。正式な行政文書として扱っていないため、過年度分は廃棄処理している。当該市町村調査票での調査は形式的な調査項目であり、問題点の抽出や業務の効率化等からは劣るものと言える。調査に当たっては、調査計画を作成し、調査マニュアル等に基づき調査を実施し、調査報告を行うことが必要である。

(2) 不動産貸付業の課税の認定基準を見直す必要がある（意見）

所得税の不動産所得が290万円超にも関わらず、課税の対象から除かれる事例がある。認定基準に問題があるので、検討が必要である。

個人の事業税は、県内に事務所や事業所を設けて事業を行う者が対象となる。事業は、第1種の物品販売業等から第3種の歯科医業等の70業種に限定されている。そのうち、不動産の貸付や駐車場の貸付は、個人事業税事務処理要領によると次の基準に該当する場合に不動産貸付業、駐車場貸付業として個人事業税の課税対象となる。

不動産貸付業	家屋	住宅用	一戸建	10棟以上のもの
			一戸建以外	10室以上のもの（平成12年度までは15室）
		住宅用以外	一戸建	5棟以上のもの
		一戸建以外	一戸建以外	10室以上のもの
		上記の基準未満のもので、貸付面積600㎡以上かつその貸付面積に係る収入金額が750万円以上		
土地	住宅用	契約件数が10件以上または総面積が2,000㎡以上のもの		
	住宅用以外	契約件数が10件以上		
	上記の基準に満たない種類の異なる不動産の貸付をあわせて行っている場合には「室数、棟数、契約件数の合計が10件以上のもの」			
駐車場	建築物でない駐車場（青空駐車場等）	収容台数10台以上		
	建築物である駐車場	収容台数を問わない（1台以上）		

このように、課税対象となる基準として家屋の貸付には「5棟10室」等の所得税の事業規模を網羅した基準、土地の貸付は「契約件数が10件以上または総面積が2,000㎡以上のもの」住宅用以外は「契約件数が10件以上のもの」となっており、基準に満たない種類の異なる不動産の貸付をあわせて行っている場合には「室数、棟数、契約件数の合計が10件以上のもの」となっている。

しかし、例えば、広大な土地を店舗に貸付けた場合では、その土地が一区画ならば契約件数は1件となるため課税対象になっていない。この事例からもわかるように、不動産所得は290万円超であるが、認定基準に該当しないことにより課税対象から除かれている者が多く見られる。

個人事業税の趣旨は「個人が事業を行う場合には、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担していただくもの」とある。課税の公平性からも、不動産の貸付業者が経費を負担することは適当である。な

お、県税事務所では上記の課税対象となる内容を周知し、所得税の申告書や決算書から課税対象とおもわれる者を抽出し、本人への確認を行う等申告漏れの有無のチェックを行い、納税者に通知説明するといった手数が生じている。認定基準は国の取扱通知によるものであり県の独自での対応はできないと思料されるが、これら課税の公平性や県税事務所のコスト負担等を考慮すると、上記の室数、棟数、契約件数による認定基準に問題があると判断されるので、国への働きかけを検討することも必要と考える。

(3) 個人事業税について申告納税制度への移行も検討すべきである (意見)

個人事業税は所得税申告に基づき県が調査の上課税標準を決定して賦課課税が行われている。県は適正な課税が行われるように独自の調査を実施して課税標準を算出しているが、調査には限界がある。納税者自らが自己責任により申告を行う申告納税制度に移行することも一考の価値があると思われる。

県は所得税申告書を国税との連携により入手し、特に個人事業税特有な修正が必要ない場合には所得税の課税標準をもとに業種による税率を適用して課税している。また、個人事業税特有な修正が必要な場合には、所要の修正事項を調査の上課税標準を算出している。現在の賦課課税方式によるとあくまでも県が自主的に課税標準を決定しなければならぬため、正確な課税を行うためには調査を行わなければならない。納税者に不利益が及ばないために内容によっては多大な労力を必要とする。また、税率の決定に当たっても業種の確認が必要となる。現行の賦課課税制度では申告内容の適正性を全てチェックしたうえで課税が行われるため、課税庁に多大な負担を強いることとなる。一方、申告納税制度は納税者の申告に基づき課税が行われるため一義的には申告間違い等の不利益は納税者が負うことになる。課税庁は申告内容の適正性をチェックすることになり、その負担は軽減化されることとなる。具体的な決算内容を知らない課税庁が調査の上課税するより、納税者は自らの決算内容を熟知しているから、納税者が申告する制度がより合理的である。制度の大幅な変更を伴うものであり、県が独自に行うものではないので、国に対し要望していくことも必要と思われる。

(4) 医療系の居宅サービス収入について事業税の課税、非課税を周知する必要がある (意見)

社会保険診療は事業税を非課税とされているが、医療系の居宅サービスのなかに事業税の課税となるものがあるので対象者に周知する必要がある。

事業税では地方税の次の規定により、社会保険診療が非課税とされている。

個人の事業税の課税標準の算定方法
第72条の49の8・・・事業を行う個人が社会保険診療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要経費に算入しない。

県税事務所は、事業所得のうち非課税金額を算定するための「医業・歯科医業の所得に関する計算書」等を該当の個人に送付している。また、それとともに上記の非課税扱いとなる所得についての内容を記載した「医業・歯科医業の所得に関する計算書の作成に当たったの留意点」等を同封している。

しかし、下記のとおり、医療系の居宅サービスにも事業税が課税となる収入があるの
で注意が必要である。

収入の種類	事業税	
	課税	非課税
① 訪問看護		○
①のうち自己の選定による通常実施以外交通費		○
② 訪問リハビリテーション		○
②のうち自己の選定による通常実施以外交通費		○
③ 居宅療養管理指導		○
③のうち交通費		○
④ 通所リハビリテーション(デイケア)		○
④のうち自己選定による延長、日常生活費(食材料費、おむつ代他)		○
④のうち自己の選定による通常実施地域外送迎費、趣味、費用品等		○
⑤ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)		○
⑤のうち日常生活費(食材料費、おむつ代他)		○
⑤のうち自己の選定による特別な療養室、送迎費、趣味、費用品等		○

今後、前述した「医業・歯科医業の所得に関する計算書の作成に当たったの留意点」等にその旨を記載し、対象者に周知することが必要と思料される。

(5) 医業の事業税の所得計算を所得配分方式に変更することを検討すべきである(意見)

医業の事業税の所得計算を、納税者の申告負担及び県税事務所の作業の効率化から現行の「経費配分方式」から「所得配分方式」への変更を検討すべきである。

前述したとおり、県税事務所では、「医業・歯科医業の所得に関する計算書」等を各種資料と突合し事業税を賦課している。これらの提出された計算書を通査すると、記載間違いによる訂正が非常に多いことに気づく。担当者によると7～8割を訂正しているという。単なる計算ミスや端数処理の間違い、事業税の経費減れ等さまざまな要因による。

山梨県では個人事業税及び法人事業税ともに「経費配分方式」を採用している。「経費配分方式」は事業経費を社会保険診療のみに係る経費と事業全体に係る共通経費に分けた後、共通経費を収入按分して課税所得を算定する方法である。経費内容の分析や按分計算が必要となる。事業税の課税収入、非課税収入を重視し、収入のみで所得を按分する「所得配分方式」より計算が複雑となる。「経費配分方式」を採用していることが、上記計算間違いが多い原因の一部でもある。全国的には「所得配分方式」を採用する都道府県が多い。課税の「簡素の原則」から、納税者の申告負担の軽減及び県税事務所の作業の効率化の点からも「所得配分方式」への変更を検討するべきである。

また、上記計算ミス等による申告書の記載間違いは内容の分析を行い類型化し、課税事業者のみならず税理士会や青色申告会等の納税関連団体等にその旨を伝え周知する必要があると思われる。

(6) 請負業等の所得の判定について、国税と同一の見解で対処することが望ましい(意見)

請負業、代理業等を申告している個人に対して事業税を賦課するにあたり、県税事務所が独自に調査し決定しているが、国税と同一の見解で対処することが望ましい。

県税事務所は、事業税を賦課するにあたり請負業、代理業等の所得税の確定申告者に対し、その実態を調査している。例えば、請負業は、通常請負契約によって行われているものであるが、大工、左官、とび職、植木職、フリキ職等またはまた未請負契約によるものがあっても、通常単に自己の労働を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っているにすぎない者の行う事業については事業税を課さないこととされているため、「請負」か「給与」かの判断が必要となる。

そのため、県税事務所は、確定申告書より得た資料をもとに該当者を割出し、20項目からなる調査票を送付し、回答を受けたのち電話連絡にて実態を確認している。調査したところ、調査の結果、事業所得で申告した者を「給与」と認定している事例や、源泉徴収票より「給与」の月数を割出し事業税の対象となる「事業」部分を算出していた事例など厳格に実態を審査していた。

しかし、「給与」と認定した事例で見ると、「給与所得」とするならば申告所得が減額となるが、県税事務所には所得税を更正する権限はないのでその後の対応はない。そうすると、結果として、国税の申告と事業税の申告(賦課)に相違が生じることとなり、その是非に疑問を感じる。県の取扱通知には、これらの認定にあたっては国の税務官署の取扱いに準ずることとされている。現在これらの対応について国税との連絡はとっていない。国税からの調査に基づき給与の認定情報の入手や逆に県税事務所からの実態把握による認定を報告し、相互に連携することが必要である。国税と連携し、国と県が同一の見解のもとに対処することが課税の公平性の観点からも望ましいと思料される。

(7) 情報の入手及び管理状況が前近代的なのでシステムの強化等を検討すべきである
(意見)

確定申告書の複写、損失申告のファイル等の対応状況は前近代的なので、順次システムを強化し、データの電子化等の改善を図るべきである。

① 確定申告書の複写の現況
県税事務所は、事業税の課税の計算のために、税務署に出向き確定申告書等を複写している。その件数と複写するための延日数は下記のとおりである。

	複写 (事業所得 290 万円超)	延日数 (2月～6月)
平成 20 年分	10,515	203
平成 21 年分	10,919	220
平成 22 年分	9,760	150

(注) 平成 22 年分には、電子により国より送られた件数を含む
複写については、上記のほか「損失申告」を数千件 (数の把握はしていないが 2,000 ～ 3,000 件位)、また「前年分は課税だが当年分課税となっていないもの」等の書面確認を 2,500 件余り、延日数については、修正申告等の対応のために 60 日ほど追加される。平成 22 年分の延日数の減少は、国税の電子申告により「申告書」と「決算書」が電子で送られるためである。ただし、個人の確定申告は未だ紙での提出が多い。その場合、送られてくるのは「申告書」のみで「決算書」の複写は以前と同様に必要となるので、電子申告の恩恵を得ているというには程遠い状況にある。

② 繰越欠損控除の対応処理の現況
個人の事業の所得を計算する場合において、その個人の前 3 年間における事業の所得の計算上生じた損失の金額で前年までに控除されなかった部分の金額については、事業の所得の計算上控除されることとなっている。事業税は、県税事務所の賦課による課税となるので、事業の所得の損失申告についての管理状況を確認したところ、それらの申告資料をすべて書面でファイルし対応されていた。以下に事例を示す。

	課税所得	摘 要
平成 18 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 19 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 20 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 21 年分	利益 (290 万円以下)	何もしない。申告資料も入手しない。
平成 22 年分	利益 (290 万円超)	過去の申告資料 (平成 21 年分) を取り寄せる

事業税の納税は課税所得 290 万円超なので、平成 22 年分がそのような申告書であった時は、過去に遡り各年分の課税所得を計算している。その手順は次のとおりである。
ⅰ 過去の損失を税務システムより確認する⇒損失「有」を確認
ⅱ 平成 21 年分の確定申告書を税務署より入手する
ⅲ 平成 18 年分から平成 20 年分の事業の所得を計算する (申告資料はファイルに保管されている)

Ⅳ 平成 21 年分の事業の所得を計算し、過去 3 年内の損失額に充当する
Ⅴ 平成 22 年分の事業の所得を計算し、過去 3 年内の損失額に充当する
Ⅵ 平成 22 年分の課税所得を賦課する
損失申告は毎年数千件提出され、それらすべてを各人別に振り分けファイルしている。上記の事例のように、課税所得 290 万超の時点で、そのファイルの資料より過去の所得を計算する仕組みである。資料は、損失と利益の年分が混在するものなど最長で 6 年間保管することになるので膨大な量である。

①及び②の記載のとおり、電子化が進むなかでこれらの対応は前近代的といえる。国税との連携で業務負担が軽減されるという計画があったと推測するが、依然として事務量はあまり変わらない状況である。電子申告の一層の普及啓発活動を行うことが必要である。また、システムの構築は費用対効果により優先が決まるといえるが、経済性等を考慮したうえで、データの電子化等の改善を図るべきである。

(8) 課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費の按分について、その処理方法を広く周知することや、按分の結果等を通知することを検討することも必要である。(意見)

課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費等の按分について地方税法の規定では調査を前提としているが、実際の賦課実務においては県が独自に各事業の収入比によって按分を行っているため、その実態と乖離してしまふ可能性が存在する。調査の全件実施は多大なコストを伴うため慎重な判断が必要だが、そのような処理を行っていることを広く周知することや、按分の結果等について通知を行うこと等を検討することも必要ではないかと思われる。

個人事業税は個人が行う一定の事業から生じた所得に対して賦課することとされており、その事業の概念は所得税におけるそれよりも限定されたものとなっている。個人事業税の課税標準となる金額は通常所得税の確定申告において事業所得及び不動産所得として申告した課税標準を基準として決定されることとなっているが、前述のとおり個人事業税と所得税では事業に対する概念が異なるため、複数の事業を行う個人の場合、所得税における課税標準が個人事業税の課税標準とは異なってしまう、個人事業税の計算においては課税事業分と非課税事業分とに収入及び経費の区分が必要になるケースが想定される。そのようなケースに対して地方税法は以下のように規定している。

「地方税法」
第72条の50第1項 (略) 事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人(個人)の行う事業に対し事業税を課する場合には、道府県知事は、その調査によって、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

規定によれば、課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の決定には調査の実施が前提となっているが、実際の賦課実務において調査等は行われず、収入については所得税確定申告添付決算書の収入の内訳によってその内容及び収入金額を確認し、経費については個別に収入に対応すると考えられるもの以外については、原則として各事業の収入金額の割合によって経費按分を行っているとのことである。また、この按分等の結果については納税者に対して通知等を行っていない。しかし、前述の共通経費の按分等の判断は、山梨県独自によるものであり、場合によってはその経費の実態と乖離してしまふ可能性が存在する。その全件に対して調査を行うことは多大な事務コストを伴うため、慎重な判断が求められるが、そのような場合には県が独自に経費の按分等を行うことになるということや、納税通知書への折込や県のホームページなどを利用して広く納税者に周知していくことが必要ではないかと考えられる。また、場合によってはその按分の方法や結果等を納税者自身に通知することを検討する必要もあるのではないかと思われる。

(9) 事業用資産譲渡損失を事業収入から減算する際に事業割合が考慮されていない(意見)

個人事業税の計算においては、所得税では譲渡所得に区分される事業用資産の譲渡損失がその所得金額から控除されることとなっているが、その控除額の算定時に事業用資産の事業専有割合が全く考慮されていない。現在の計算方法では、譲渡損失の内、事業外の家事使用に該当する金額までもが控除対象となるが、事業税はあくまで事業に係る収入及び経費により計算されるべきであり、所得から控除される譲渡所得の金額の算定に当たっては、事業専有割合を考慮した計算が行われるべきであると判断される。

個人事業税の計算においては、その個人が直接事業の用に供する資産で政令で定められたものを譲渡したために生じた損失の金額は、所得の計算上控除することとされている。

「地方税法」
第72条の49の8第9項 第1項の規定によって個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したため生じた損失(略)の金額は、同条の規定による申告をしている場合(略)に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

個人事業税の賦課金額は特段の場合を除き、所得税確定申告の事業所得及び不動産所得の金額を基に計算される。上記の規定は所得税の計算において譲渡所得として計算される事業用資産の譲渡による損失額を、個人事業税の計算において経費として算入するために設けられている。確かに、そのような処理自体は法人税の計算において固定資産の売却損が損金として処理されていること等を勘案しても妥当であると考えられるが、その計算過程において、事業用資産の事業専用割合を考慮する必要があるのではないかとという疑問が生じる。以下は個人事業者が1月以前より所有する事業占有割合50%の自動車をも12月に100,000円で譲渡したと仮定した場合の計算例である。

①自動車譲渡時の必要経費の計算

(A) 自動車期首簿価	336,546円
(B) 償却方法及び耐用年数(償却率)	定額法6年(0.166)
(C) 事業専用割合	50%
(D) 当期償却額	191,546円
(E) 必要経費算入額((C)×(D))	95,773円
(F) 自動車期末簿価((A)-(D))	145,000円

②個人事業税の所得から控除される譲渡損の計算（事業専有割合を考慮しないケース）	
(G) 譲渡による収入金額	100,000 円
(H) 必要経費の金額（＝①(F)）	145,000 円
(I) 控除される譲渡損失の金額（(G)－(H)）	45,000 円

上記表中の① (E) の計算にあるように、当期償却額の内、事業所得等の必要経費に算入可能となる金額は資産の事業専有割合を乗じた金額のみであり、家事使用分についての経費算入は認められていない。同様に、地方税法の規定において個人事業税の計算上で所得から控除されるべき資産の譲渡損失の対象となる資産は、「個人が直接事業の用に供する資産」と限定されている。すると、規定に厳格に従えば個人事業税の計算において所得から控除可能となる譲渡損失の金額は、事業専有割合に対応する金額のみであると解するのが妥当ではないか。上記表②の自動車譲渡時の譲渡損の計算を収入金額及び必要経費の金額ともに事業専有割合を考慮して計算すると以下の結果となる。

③個人事業税の所得から控除される譲渡損の計算（事業専有割合を考慮したケース）	
(J) 収入金額（② (G)×① (F)）	50,000 円
(K) 必要経費の金額（② (H)×① (F)）	72,500 円
(L) 控除される譲渡損失の金額（(J)－(K)）	22,500 円

現状山梨県において実際に採用されている計算方法は②であり、特段事業専有割合の考慮は行われていないとのことであった。地方税法第72条の19の8第1項には個人の事業税の課税標準について、「事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額」と定められている。事業用資産の譲渡損失の内、事業専有分以外の金額、つまりは家事使用に該当する金額については事業に係る必要な経費であると認められるとは言い難いと考えられる。個人事業税はその税の性質上、収入及び費用ともにあくまで事業に係るものに限定してその計算を行うべきであり、事業用資産の譲渡損失の計算においても事業専有割合を考慮して、所得から控除される金額を決定するべきであると判断される。

(10) 事業開始の届出書の提出義務が形骸化しているため、その必要性を含めて検討すべきである（意見）

県税条例によると個人事業税の納税義務が生じる事業を開始した個人は「個人の事業等の開始の届出書」の提出が義務とされている。しかし、山梨県においては当該届出書の提出は相当数行われていないと推測されているにもかかわらず、その実数は把握していないとの事であった。届出書が単に事務作業を煩雑にされるだけのものであるならば廃止を含めて今後の運用方法を検討すべきである。検討の結果、その存在が必要であると認められるならば、規定に従って適切に運用すべきであると考えられる。

山梨県県税条例第43条の6によると、県内において個人事業税の課税の対象となる事業を開始又は廃止した個人は、その旨を記載した届出書を山梨県知事に提出しなければならないとなつてはいる。

「山梨県県税条例」

第43条の6 県内において法第72条の2に規定する事業を開始した個人又は他の都道府県において主たる事務所若しくは事業所を設けて同条の事業を行う個人で県内に新たに事務所若しくは事業所を設けたものは、その事業を開始し、又は当該事務所若しくは事業所を設けた日から1月以内に、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名
 - 二 事務所又は事業所の名称及び所在地
 - 三 事業の種類
 - 四 事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた年月日
 - 五 その他知事において必要があると認める事項
- 2 前項の規定により届出をした者は、事業を廃止した場合、事務所若しくは事業所を廃止した場合又は前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

上記の条例によると、届出の提出は納税者の義務であると解されるが、実際の提出及びその管理状況を担当者に確認したところ、相当数の納税者が届出書の提出を行っていないことは事実であるが、提出状況についての統計作業等を行っていないため、実際に提出している納税者の割合等は把握していないとのことであった。

個人事業税の賦課決定において、当該届出書が特に重要となるのは事業開始の初年度及び廃止年度の申告時であると考えられる。個人事業税の計算においては、総収入金額から事業主控除として2,900,000円が控除されるが、事業開始の初年度及び廃止年度においては2,900,000円を12で除して実際に事業を行っていた月数を乗じた金額が事業主控除の金額となるため、届出書に記載の事業開始又は廃止の年月日によって賦課され

る税額が増減することとなってしまふ。担当者によると、実際の賦課実務においては、まずは所得税確定申告書添付決算書の事業年度の年月日によって事業開始の日を確認し、その記載の無い場合に事業開始の届出書の有無を確認、届出書の提出が無い場合には納税者本人に連絡をとり確認を行っているため、届出書の提出の有無で税額が増減することは無いとの説明を受けた。しかし、上記条例のとおり届出書の提出は納税者の義務として定められているため、賦課決定時において納税義務が生じる事業を営んでいる者で、届出書の提出が無い者に対しては、申告後の提出になったとしても、所得税確定申告書添付決算書の確認よりも、届出書の提出を求めることが、まず行うべき対応ではないかと思われる。仮に前述の事業主控除の月数按分の計算の際に現状での対応によって支障がなく、また、届出書の有効活用がその他に想定されないとするならば届出書の存在そのものの重要性は低いと思われる。届出義務が形骸化していることや実務における使用の実態を勘案すると、単に事務作業を煩雑にするのみであると判断される場合には、当該届出書については今後廃止を含めて運用方法を検討すべきである。検討の結果、届出書の存在は必要であるという結論に至ったならば、届出書の提出義務をより周知し、その運用は規定に従って適切に行なわれるべきであると考えられる。

(11) 個人事業税の不申告者に対する過料の制度運用を検討すべきである(意見)

県税条例によると、個人事業税の納税者で、申告を行わなかった者に対しては10万円以下の過料を科すと定められているが、その過料を申告期限後のどの段階で科するかについては特段の定めもなく、実際には過料を科した実績は存在しない。申告期限を遵守している納税者との公平性確保のためにも、当該過料の制度については規定の整備を行ったうえで、その運用について検討すべきであると思われる。

個人事業税の申告期限については、その区分に応じて、山梨県県税条例に以下のとおり定められている。

「山梨県県税条例」

第44条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で法第72条の49の8第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、府令第7条に定める申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

上記のとおり、通常の申告は所得税確定申告の提出期限と同じく毎年3月15日、年の中途で事業を廃止した者はその翌年の所得税確定申告を待つことなく、事業を廃止した日より1月以内(納税者の死亡をその原因とする場合は4月以内)に個人事業税の申告書を提出しなければならないとされている。

この内、所得税の確定申告を伴わない場合である死亡以外の原因で年の中途で事業を廃止した場合であるが、担当者によると、年の中途で事業を廃止した者が、条例第44条に従って事業廃止の日から1月以内に申告を行った事例は把握する限り過去においても存在しないとのことであり、当該規定については形骸化していると判断される。確かに、年の中途で事業を廃止した者であっても、翌年3月15日を申告期限とする所得税確定申告をもとに個人事業税の賦課が行われるため、事業を廃止した日が届出書等で確認可能であるならば(110)参照)、条例第44条に定める申告期限に不申告となつている場合においても、事業税の税額自体には影響は与えないと判断される。しかし、申告を行わなかった者に対しては不申告に対する過料の発生があり、実際に以下の規定が存在する。

「山梨県県税条例」

第45条 個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者が第44条及び府令第7条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

担当者に不申告者に対する過料についての運用状況を確認したところ、実際には過料を科したことはないとの回答を得た。これは条例の適用要件が「申告がされていない」とであり、期限後であっても申告がされれば過料の対象とはならないためであるとのことであった。この規定は適正な申告を促すことをその目的としているとのことではあるが、現在の不申告者に対する過料の規定は前述のとおり、申告期限後のどの段階でその適用があるのかについて明確な規定はなく、その実効性は低いと判断される。罰則規定は運用して初めてその効果が発現するものと考えられるため、規定の適用要件について明確化する必要があると思料され、その上で規定に違反する者に対しては、適正な申告を行っている納税者との公平性を図るために、過料を科していくことを検討すべきであると思われる。また、個人が行なう事業については、法人と異なりその開廃に登記を伴うものではないため、その実態を正確に把握することは難しいなどの一定の斟酌すべき事情はあるが、少なくとも年の中途で事業を廃止した場合には、個人事業税と所得税確定申告の申告期限は異なることについて広く周知することも重要であると考えられる。

(12) 所得税申告書や決算書の正確な記載の指導や広報を行うべきであり、また必要に応じて実地調査を行うべきである(意見)

個人事業税は所得税の事業所得や不動産所得を前提として賦課が行われているが、所得税とは異なる個人事業税特有な扱いがある。所得税の申告には注意が払われるが、これらの事項について納税者はなじみがないため周知がされていない状況にある。したがって、これらの事項についても各種団体等へ機会を捉えては指導を行い、広報に努めるべきである。さらに、適正な課税の担保のために実地調査の実施をより検討すべきである。

所得税確定申告書B用(主として事業所得や不動産所得を有する納税者が使用)の第二表には「住民税・事業税に関する事項」の記載欄が設けられている。これらは所得税と異なる取扱や住民税特有な取扱に伴い記載すべき事項である。また、所得税決算書、収支内訳書についても所得税では特に記載を要しない事項あるいは課税上記載に重要な意味がない事項ではあるが、個人事業税の課税の面からは記載を要する事項がある。これらの記載がないと正確な内容の把握ができないため、県税事務所では納税者に確認すること等により正確な課税に努めている。

所得税申告書や決算書のこれら事項の記載について、現在は納税者組合へのチラシ配布、税理士会における確定申告の研修時、税務署への応援時等で申告の必要性や記載内容の告知をしていることである。もともと所得税の申告は自主申告が原則であり、税務署も自主申告の推進を図っている。納税者は所得税の申告に注意が払われ、住民税・事業税に関する記載にまでは配慮が及ばないものと思われる。また、税務署が配布している「所得税確定申告の手引き」には全30ページの中の最終手順として1ページ分が割かれているのみである。したがって、これらの記載事項は空欄となっていることが多い。県税事務所では記載がないこと、あるいは記載間違いがあることにより確認作業に多大な労力を要する場合があり、また課税漏れが生じる可能性も大である。そこで記載の指導を行うことに重要な意味がある。記載についての小冊子を用意したり、インターネットのホームページで具体的な記載方法を開示したり、機会があるごとに周知を図ることが必要である。また、税務に関連する団体等へ研修の申し入れ等を積極的に行うべきである。

また、現在個人事業税の実地調査は不動産貸付業の課税事業者に該当するか否かに関するものにほぼ限定されているので、課税事業者の判定に留まらず決算書の内容についても、税務署による所得税の調査に依存するだけでなく、県税事務所としても納税者に対し実地調査を行うことも必要と思われる。経済性の面を特に考慮することは必要と思われるが、個人事業税特有な取扱に関する事項について実態把握のために行う実地調査でも効果はあるものと思われる。

2. 県民税利子割及び配当割

(1) 利子割、配当割の非課税の申告について実地検査が必要である(意見)

県民税利子割、配当割の課税に際して実地検査は行われていないが、特に非課税範囲に対しては申告内容についての実地検査が必要と史料される

金融機関から送付される「利子割納入申告書」の支払額に「課税額」と「非課税額」の記載がある。「非課税」の範囲は、次のとおりである。

1. 障害者等の利子非課税制度に係る利子等
2. 財形住宅貯蓄利子非課税制度及び財形年金貯蓄利子非課税制度に係る利子等
3. 非居住者又は外国法人が支払いを受ける利子等
4. 公共法人等が支払いを受ける利子等
5. 信託会社が支払いを受ける利子等
6. 金融機関又は証券業者等が支払いを受ける利子等
7. 所得税法等において所得税が非課税とされている利子等
8. 一定の内国法人が支払を受ける一定の利子等
9. 特定の投資法人等が支払いを受ける利子等

県税事務所が作成している資料によると、先の「県民税利子割課税状況一覧表」は金融商品ごとの一覧であり非課税の集計欄はあるが、総額の資料となる「県民税利子割測定決議書」には利子割のみで「非課税」の統計となる資料はなかった。そこで、平成22年9月を集計すると利子総額の20%強が非課税に該当していた。このように、総額の割合も大きい非課税だが、県税事務所は、この件に関し金融機関等を検査したことは皆無である。

また、配当割における非課税等は次のとおりである。

1. 公募証券投資信託の特別分配金
 オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払い戻しに相当する部分となる特別分配金は非課税となる
2. 勤労者財産形成年金・住宅貯蓄非課税制度適用者の受け取る配当
 財形で公募証券投資信託を購入している場合、収益の分配に係る配当に係る税金は限度額までは非課税となる
3. 少額貯蓄非課税制度適用者の受け取る配当等
 いわゆるワル優分は限度額まで非課税となる。ただし、一部に適用廃止となっているものもあり、経過措置が講じられている

県税事務所は、特別徴収義務者である証券代行等からの申告額にもとづき集計表を作成している。平成22年度の県民税配当割実績表によると課税額、非課税額は次のとおりである。

(単位:千円)

調査月	課税支払額	非課税支払額	課税総額
H22.4	229,526	98,322	6,881
5	109,816	75,731	3,292
6	182,553	103,577	5,473
7	2,627,600	331,526	78,747
8	72,996	116,820	2,188
9	158,077	106,958	4,740
10	174,294	101,429	5,198
11	116,597	97,192	3,496
12	838,649	151,706	25,148
H23.1	7,830,284	8,559,561	167,380
2	145,632	95,594	4,366
3	149,757	74,814	4,488
計	12,635,784	9,913,236	311,403

非課税額は特別配分金を含むので相当な金額であるが、利子割と同様にこの件に関し検査したことは皆無である。金融機関より更正等による納税が追加等されていることから見ても申告内容は万全ではない。下記の地方税法の道府県税通則第26条に示すとおり、県税事務所は納税義務者、特別徴収義務者に対しての質問検査権を有している。申告内容の是非を精査し率制する意味において実地検査をすることも必要と史料される。

(道府県民税に係る徴税吏員による質問検査権)

第26条 道府県の徴税吏員は、法人の道府県民税並びに利子等に係る道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類・・・その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 特別徴収義務者
- (以下省略)

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

(1) 課税所得のない不申告法人に対する法人県民税均等割の課税について、課税漏れが生じる可能性があるため防止策等を検討すべきである（意見）

現行制度上では国税の申告のない法人県民税の不申告法人に対して、県独自に均等割の課税を行うことはできなく、課税漏れとなる可能性がある。今後も納税者への申告の徳憑（しようよう）や国税との連携により課税漏れを防止するように努めるべきである。また、制度的な欠陥と思われるため、地方税法の改正を要請することも必要と思われる。

法人県民税は法人県民税申告書により申告することによって、納税が行われる申告納付制度が採用されている。法人県民税は均等割と法人税割に区分され、前者は法人の資本金等の額に応じて定額が課税され、後者は法人税額に税率を乗じることにより課税が行われる。したがって、法人県民税の均等割は法人税額が0又はマイナスであっても課税される。法人県民税の申告は国税のほか納税者が独自に行うことが原則であるが、国税のみの申告が行われる場合や国税の課税が生じない場合申告しない例が見られる。国税のみの申告が行われた場合には国税と連携して法人県民税の申告が行われるように指導している。しかし、課税所得が0又はマイナスで収入が低額な法人の場合には法人税及び消費税等の課税が生じないため、国税では積極的に調査の対象としていない場合がある。そのため法人県民税均等割の課税漏れが生じる可能性が高くなる。

また、このような法人を把握した場合も現行制度上では県独自に均等割を課税することが不可能となっている。均等割は法人税割の課税・決定がないと課税できず、均等割のみの課税はできない（地方税法第24条）。この法人税割の課税・決定は確定法人税額をもつて算定される（地方税法第55条）ため、国税での申告・更正・決定等の課税処理（0又はマイナスであっても）が行われない場合は法人税額の把握が行われないため均等割を課税できないこととなる。したがって、県税単独で均等割の決定を行うことは制度上不可能であるので、納税者へ確定法人税額0でも良いので国税の申告を徳憑するか、あるいは税務署へ確定法人税の決定を依頼することが必要と思われる。その後法人税割0の決定を行い均等割の課税を行うべきである。

なお、現行の地方税法では県独自に均等割の課税を行うことが不可能であり、課税漏れが生じる可能性があるため、地方税法の改正等を国に対して要請することが必要と思われる。

(2) 法人県民税等の課税に当たり国税及び市町村との協力体制を構築すべきである（意見）

法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、法人事業税及び地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。また、法人県民税の均等割は申告の有無の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。したがって、今後も国税や市町村との協力体制を構築することが必要である。

法人県民税は、県内に事務所等を有する法人（均等割と法人税割）、または県内に事務所等を有せず寮等のみを有する法人（均等割）または県内に事務所等を有する法人でない社団や財団で収益事業を行うもの（均等割と法人税割）に対して課税される。また、法人事業税、地方法人特別税は県内に事務所等を設けて事業を行っている法人や法人でない社団や財団で収益事業を行うものに対して課税される。これら法人県民税、事業税等は申告納付制度が採用されており、法人県民税申告書により申告することによって課税が行われる。また、虚偽や誤謬のある申告が行われた場合には修正又は更正が行われ、申告が行われていない場合には決定が行われることにより、正しい申告へと是正されることとなる。したがって、正しい申告が行われるためには申告内容の確認が必要であり、また、そもそも申告自体が行われているか否かを確認することが必要となってくる。現在申告の有無、法人税割額算定のもとなる確定法人税額については国税からの情報提供により確認している。さらに国税から不申告法人のリスト提供が平成23年10月に初めて行われた。市町村に対しては申告の有無等情報の交換はない。一方、県税では不申告法人や課税すべき法人を把握しても国税へ通知又は連絡する制度が実態として存在していない。また、県から（1）で記載の不申告法人に対する国税への決定の依頼等も行われていない。

法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、また、法人事業税、地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。また、法人県民税の均等割は市町村民税の均等割と同様に申告すべき法人の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。したがって、今後も国税との連携を密接に行い、国税からの不申告法人の情報提供を定例化し、法人県民税、事業税等の申告の徳憑（しようよう）や不申告法人に対する均等割の課税漏れ防止のため決定の依頼等を行うべきである。また、市町村に対しても不申告法人の情報交換を積極的に行うべきである。

(3) 休業法人の判定にあたって改善すべき点が見られる (意見)

県は事業活動を行って**おらず**休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。休業の判定に当たっては次のような問題点が見られる。

- ① 一部、実態を確認しないで形式的に休業の判定が行われているため、会社への接触等をより行い実態の把握に努めるべきである。
- ② 課税の保留漏れが生じた例がある
- ③ 休業法人判定票のチェック欄について改善すべき点が見られる。
また、休業判定が行われた後に営業の再開が行われていないか、継続的なフォローが必要である。

県は「休業法人に係る法人県民税均等割の課税の取扱いについて(通達)」に基づき、事業活動を行って**おらず**休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。当該通達では、休業法人の判定基準を、人的設備が存在しないこと、1. 物的設備が存在しないこと、ウ. 事業継続性がないこととし、この3条件に該当するか否か休業法人判定票に従い調査を行った上で休業法人として扱うこととしている。休業法人判定票を閲覧したところ、次のような問題点が見受けられた。

- ① 休業の判定に当たっては、原則として、売上や経費の内容を総合的に判断して判定を行っている。しかし、損益計算書等計算書類が添付されていない場合に、国税の法人税申告書のみで休業の判定が行われていたり、法人税の申告に当たって売上がない場合は少額の経費のみで赤字申告する例があるにもかかわらず、支出した経費の実態を確認しないで休業の判定が行われている等、一部実態を把握しないで形式的な判定にとどまっている。休業判定の上記3要件の確認に当たっては、法人の実態把握のために最終的には当該法人への接触が必要と思われる。また、税理士名や電話番号を控えているにもかかわらず、税理士へ未接触のまま保留している例も見られた。
- ② 平成 14 年 9 月期から活動の実態が不明なA法人について、平成 20 年 9 月期から 3 カ年の休業判定により 3 カ年のみの課税保留が行われた。平成 14 年 9 月期以降の 6 年間に未処理の状態になっている。実態把握を行い課税保留等の処理を行うべきである。
- ③ 休業法人判定票の判定要件欄は、次の内容についてチェック欄が設けられており、ほとんどの判定票に上段の項目にチェックがされている。計算書類等がない場合にも当該上段項目にチェックされている例が見受けられる。当該事項にチェックされていることは、計算書類等がないにもかかわらず会計帳票等において確認したことになり、事実と異なる記載となる。これらのチェック項目以外に別途特記事

項等の記載欄はあるものの記載されていないことが多い。決算書が添付されていない場合が多いことから、「決算書が存在しない」等の欄を設ける等して既定のチェック欄を工夫することが必要である。

- ＜人的設備＞
 - 会計帳票等において、報酬給与等の支払いがないことを確認
 - 現地調査にて、人的設備が存在しないことを確認
- ＜物的設備＞
 - 会計帳票等において、売上及び維持管理経費の発生がないことを確認
 - 現地調査にて、物的設備が存在しないことを確認
- ＜事業の継続性＞
 - 会計帳票等において、当期純利益・当期純損失がないことを確認
 - 現地調査にて、再開予定のないことを確認

また、上記のような休業判定が行われた上で課税を保留しているが、休業登録後に業務が再開されているか否かの調査は特に行われていない。休業登録が行われたことで法人県民税均等割の課税業務が終了するわけではないので、継続的なフォローを行うことが必要である。

なお、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 カ年の法人県民税の確定申告法人数、不申告法人数及び休業法人登録数は下表の通りである。不申告法人数は申告法人数に対して 4～5% 存在し、また、毎年度の休業法人登録数は 120 社～170 社程度である。休業法人登録等行われず未処理の法人数は不明であるが、毎年度の休業法人登録及び上記通達が平成 22 年 3 月に発令されたこともあり、徐々に未処理の法人数は減少していくものと思料される。今後も継続して調査を行い、休業法人登録の処理を進め、また、課税すべき法人に対しては課税していくことが期待される。

	法人県民税の確定申告法人数 a	不申告法人数 b (b/a:%)	休業法人登録数
平成 20 年度	20,752	837 (4.0)	170
平成 21 年度	20,517	1,014 (4.9)	120
平成 22 年度	20,348	851 (4.2)	171

(4) 医療法人の事業税の課税方式を所得配分方式へ変更することを検討すべきである (意見)

現在の医療法人の事業税の課税方式は経費配分方式を採用しているが、納税者の作成負担及び、県税事務所の作業の効率化からも所得配分方式への変更を検討すべきと思われる。

本県での医療法人等の事業税の課税標準は、平成13年10月1日の「医療法人等に係る法人の事業税の課税標準の算定について(通達)」により定められている。

それによると、算定については、損金(経費)の額を、「社会保険分」「その他の部分」「区分困難な共通経費」に区分し経理するとあり、「医療法人等の経費の明細書(第2号様式)」は、それに基づき下記の様式になっている。

科 目 (税務調整後)	区分明瞭な経費		共通経費(区分困難な共通経費)	備 考
	社会保険分	その他分		
合 計				

県税事務所では書類の照合のさい、上記明細書の記載数値と法人決算書の数値を突合している。明細書の記載の仕方は法人ごとに異なるので、例えば、科目を合計転記した場合などは、決算書の科目を推測で合計し検算している様相が伺える。また、「その他分」の記載洩れについては、納税者へ問合せをされており、照合における大半をこれらの作業に費やしている。

損金(経費)を区分し、収入割合で按分する方法を「経費配分方式」というが、他に「所得配分方式」がある。これは、所得を収入割合で按分するもので、損金(経費)は所得計算に関係なく至って簡易な方法である。近県を確認したところ「所得配分方式」を採用しているのは、東京をはじめ神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城、新潟、長野であり、関東甲信越で「経費配分方式」は山梨のみであった。

「所得配分方式」は、納税者不利になる要因がないとは言えないが、納税者側での明細書の作成負担及び県税事務所の作業の効率性から「所得配分方式」の採用を検討すべきである。そして、県としては、「損金(経費)」よりも「収入」区分が適正に処理されているか否かをチェックすることに重点を置くほうがよいものと思料される。

(5) 医療法人の事業税の記載要領を見直すべきである (意見)

医療法人の事業税の計算に当たり記載要領を送付しているが、理解し難い文章なので、記載内容を見直すことが必要と思料される。

前述したとおり、医療法人の事業税の書類の照合のさい不明点を主として関与先税理士に確認している。問合せの多い事項について次に示す。

1. 共通経費の内容(第2号様式)
2. 端数処理(第1号様式)
 - ・ 共通経費の配分額の計算、小数点以下5位以下切り捨て部分
3. 給食費内訳(第2号様式)
 - ・ 患者外給食材料費はその他分に区分される
4. 固定資産除却損(第2号様式)
 - ・ 土地、建物、有価証券はその他分に区分される
5. 租税公課(第2号様式)
 - ・ 事業税、消費税はその他分に区分される

これらの問合せは、医療法人全体の2〜3割に上るといっているので頻度は相当である。上記の内容及び注意点は、申告書と同封している「医療法人等の経費の明細書の記載要領」に書かれているのであるが、その内容は用紙の裏面に印刷されており、気付いていない法人もあるのではないかと推測される。

また、同封の別紙「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」に収入の区分について書かれているが、読み取りにくい文章になっている。収入区分を一覧に表示している県もあるのですが、参考にすべきである。理解し難い文面は間違いないものとなり、結果として、県税事務所の作業負担が増えることとなるので、記載要領を見直すことが必要と思料される。

(6) 医療法人の事業税の非課税に該当しない収入について周知すべきである (意見)

医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、納税関連団等に啓蒙し周知徹底すべきである。

「医療法人等に係る所得金額の計算書 (第1号様式)」によると、医療法人の事業税課税所得は、「医療事業等に係る収入金額」のうち事業税非課税対象の「社会保険分の収入金額」の占める割合で「共通経費」を按分し算出される。

事業税非課税の「社会保険分の収入」については、地方税法の事業税第72条の23第2項に限定列挙されているが、次の福祉系居宅サービス等は「社会保険分の収入」に含まれないので注意が必要である。

1. 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 及び介護予防訪問介護
 2. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
 3. 通所介護 (デイサービス) 及び介護予防通所介護
 4. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
 5. 短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ) 及び介護予防短期入所生活介護
 6. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
 7. 居宅介護支援
 8. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- 他

また、平成17年10月より全額自己負担となった居住費、食費、滞在費等も「社会保険分の収入」に含まれない。

医療事業等に係る収入の区分について「医療法人等に係る所得金額の計算書 (第1号様式)」をはじめとする一連の添付書類を試査したところ、上記の内訳等を記載した書類の添付はなく、また、事業税の実地調査の事例もないため、法人が適正に処理しているか不明である。県税事務所もチェックの対象としていない。他県では、上記の内容の詳細を記載した「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」等のチラシを作成しているところもある。これらの内容を法人に対し情報提供することが必要なので同様なチラシ等の作成を検討すべきである。また、申告書への同封だけでは具体的な内容が周知されない可能性もあるので、税理士会等納税関連団体の研修会に機会があれば参加し、広報に努めるべきものと思料される。

(7) 県民税の課税免除が周知徹底されていないので改善が必要である (指摘事項)

県民税の課税免除の申請書の提出がないにも関わらず結果的に免除となっている法人が存在している。不適切な対応なので改善が必要である。

地方税法は、道府県民税の非課税について下記のとおり定めている。

道府県民税

(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)

第25条

道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区・・・
- 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、・・・
- 2 道府県は、前項各号に掲げる者に対しては、道府県民税の法人税割を課することができる。ただし、同項二号に掲げる者が収益事業又は、法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

上記の非課税の範囲は、公益法人と公益法人等の一部の限定列挙であり、他の公益法人等は山梨県条例に県民税の課税免除の規定がある。

(公益法人等の県民税の課税免除)

第33条

一 知事は、公益社団法人、公益財団法人その他規則で定めるこれらに類する法人に対しては、法人の県民税の課税を免除することができる。ただし、これらの者が収益事業を行う場合はこの限りでない。

二 前項の規定による課税の免除に係る申請その他必要な手続は、規則で定める。

山梨県条例施行規則

(課税免除の申請)

第20条の6 山梨県条例第33条第1項の規定により県民税の課税の免除を受けようとする者は、課税の免除を受けようとする県民税の納期限までに、公益法人等の県民税の課税免除申請書により県税事務所長に申請しなければならない。

このように、他の公益法人等は「課税免除申請書」の申請により県民税の課税を免除される。しかし、社団、財団法人のうち、申請がないにも関わらず課税されていない法人が、多数存在するという。これは、そもそも「法人の設立の届出書」の提出がなく、課税となる対象法人を把握できなかったことに起因するところが大きいというが、県の対応に問題があったことは否めない。

現在、社団、財団法人は、新法人への移行処理を進めている。県では、移行済の法人

に対し「法人の設立・変更等の届出書」の提出及び該当法人には「課税免除申請書」の申請を要請しているという。一般社団法人及び一般財団法人には課税免除の適用がないので、厳格な対応が必要である。なお、ほとんどの社団、財団法人が、移行処理の段階で県の私学文書課に訪れるので、私学文書課で先の「届出書」及び「申請書」を広報することが望まれる。

(8) 二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税割及び法人事業税の分割基準となる期末従業員数等の実態調査の実施を検討すべきである（意見）

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税割及び法人事業税の課税標準額を都道府県ごとに分割する際に用いられる分割基準の実態についての調査がほぼ行われていない状況である。分割基準の調査は手法によっては比較的容易に行うことが可能であると思われる。また県内に主たる事務所等を有する 499 法人については地方税法により山梨県がその分割基準の修正等を行うことと定められているため、他の都道府県に対する責任を履行するためにも定期的な調査等の実施を検討すべきであると考えられる。

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税の法人税割及び法人事業税の課税を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなり、その分割基準には以下の数値が用いられている。

法人県民税法人税割	従業者数	事務所数及び従業者数
	非製造業	
	製造業	
法人事業税	製造業	従業者数
	鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数
	ガソリン供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
	電気供給業	発電用及び他の固定資産の価額

分割基準の数値は各都道府県に申告納付する税額に直接影響を与えるため、申告書に記載された内容が適正であるかにつき机上又は実地による調査等が必要になると考えられる。また、法人県民税法人税割について地方税法第 58 条第 1 項、法人事業税については地方税法第 72 条の 49 第 3 項によると、申告された分割基準に誤りがあると思われる場合には、法人の主たる事務所等が所在する都道府県の知事がその修正をするものとしてい

「地方税法」

第 58 条第 1 項 (略) 当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額 (略) の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合 (略) においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

第 72 条の 49 第 3 項 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、法人が提出した申告書 (略) の分割基準 (略) に誤りがあると認める場合 (略) には、これを修正し、法人が申告書を提出しなかつた場合には、その分割基準を決定するものとする。

平成 22 年度末において、山梨県内に主たる事務所等を置く分割法人は全 499 社存在

する。その内、平成 22 年度において申告書に記載された分割基準の確認を主たる目的として実施された調査は机上及び実地ともに 0 件であり、また過年度においても調査の実績は全くないことであった。外形標準課税の調査時には、併せて分割基準の確認も行っていることであるが、県内分割法人 499 社に対して外形標準課税の対象となっている法人は 98 社にすぎず、それをもって分割基準の調査を過年度より全く行っていないことが許容されると判断することは難しい。また、従業者数の確認については従業員名簿の提出を求めることのみによって相当程度に効果的な机上調査は可能であると思われる、その結果を受けて分割基準の数値が疑わしいと思われる法人に限定して実地調査を行うといった手法によれば、調査に伴い発生する事務コストという問題点についても十分に解決が図れるのではないかとと思われる。

前述のとおり、分割基準の修正は主たる事務所等が所在する都道府県において行うことと定められているため、県内に主たる事務所等を置く分割法人 499 社の法人県民税及び法人事業税の申告書に記載された分割基準の数値の適正性については、山梨県が確認を行う責任を他の都道府県に対して負っていると言える。今後は過年度の申告書との比較による異常値の発見や、定期的な机上調査等の実施によってその責任を履行していく必要があると考えられる。

(9) 法人県民税均等割の税額の基準となる期末資本金等の金額の確認方法について改善を検討する必要がある (意見)

法人県民税均等割の税額は申告書第六号様式に記載の「期末資本金等の金額」により確認が行われているが、税法と会計の資本金等の金額は一致しない場合もあり、法人の誤認により誤った記載がなされる可能性がある。今後は事務コストを勘案した上で定期的に税務署から資料を入手し、その金額が正確であるか定期的に確認を行うことも必要ではないかと思われる。

法人県民税均等割の税額は期末現在における法人の資本金等の額に応じて課税され、税額の区分は以下のとおりである。なおここでいう資本金等の額とは法人税法第 2 条第 16 号又は同法第 17 条の 2 に規定する額 (法人税申告書別表五 (一) 36 の④の金額) を言う。

区分	均等割の金額
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 54 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 13 万円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人	年額 5 万円
上記以外の法人	年額 2 万円

外形標準課税の適用を受ける法人を除いては、申告書の提出時に決算書の添付は行われないため、法人の資本金等の額の確認については申告書第六号様式の「期末資本金等の金額」欄の記載によってのみ行われていることであった。前述のとおり、申告書には決算書の添付は行われず、かつ国税より法人税申告書別表五 (一) のデータは電子データ等で流れてこないため、その確認に制約があることは認められるが、法人県民税均等割の基準となる法人税法上の資本金等の金額は、会計上における資本金等の金額と必ずしも一致するとは限らず法人の誤認により法人県民税申告書における資本金等の金額の記載に誤りが発生する可能性は否定できない。今後は、事務コストを勘案し、可能な範囲で税務署から法人税申告書別表五 (一) 及び貸借対照表を入手し、第六号様式に記載の資本金等の金額が正しい金額であるか定期的に確認をすることも必要ではないかと思われる。

(10) 県内に寮等のみを有する法人に対する均等割課税について課税の漏れが存在する可能性がある(指摘事項)

県内に事業所等を有せず、寮等のみを有する法人に対しても均等割の課税が行われることとされているが、現在の確認方法では法人が寮等を賃借して使用しているケース等、課税漏れの防止が不可能であると思われるケースが存在する。今後は賃貸物件を含めてその使用状況の確認を行うことが課税漏れ防止のために必要であると考える。

県内に事務所や事業所を有しない法人であっても、寮や宿泊所等を有する法人については地方税法第24条によって法人県民税均等割の納税義務を負うこととされている。また、その寮等の意義については総務省より各都道府県知事宛に通知が出されている。

【地方税法】

第24条 道府県民税は、(略) 第四号に掲げる者に対しては均等割額によって(略)課する。

(略)

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(略)を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

【地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)】(総務省通知)

51 (略) 寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので法人が従業員の宿泊、憩安、娯楽等の便宜等を図るために常時設けられている施設をいい、それが自己の所有に属するものであると否とを問わないものであること。(略)

山梨県内には北杜市八ヶ岳南麓及び富士北麓の富士五湖周辺等に別荘地が点在し、また東京、神奈川の大都市に隣接しているという地理的な条件からも上記の規定に該当し、均等割のみの納税義務を有する法人は平成22年度末で637社存在する。山梨県ではそのような法人に対する均等割の課税漏れを防止するために登記簿の定期的な確認を行い、不申告が疑われる法人に対し「寮のみ法人現況確認書」を送付し課税の要否を判定している。

「寮のみ法人現況確認書」(抜粋)

- (1) 当該寮等は、現在、こういった目的・用途で所有されていますか？
- ① 貴社の従業員の寮等 ② 貴社の販売又は賃貸物件 ③ その他
- (2) 当該寮等の水道は利用できますか？
- ① できる ② できない
- (3) 当該寮等の電気は使用できますか？
- ① できる ② できない
- (4) 当該寮等のガスは使用できますか？
- ① できる ② できない

実務上、上記確認書の回答において、すべて①に該当した場合は、均等割の納税義務

を有していると判断している。上記の確認書の送付により、「法人が寮等の所有者となつていているケース」については確かに一定程度課税漏れの防止は可能であると思われるが、上記の総務省通知に記載のあるとおり、寮等のみを有する法人に対する均等割課税は「自己の所有に属するものであると否とを問わない」と定められている。すると、法人が賃貸業者等の他者所有の寮等を賃借して使用しているケースや、法人代表者が個人で所有する寮等を使用しているケースなど、現在行われている登記簿の確認と確認書の送付だけでは課税漏れの防止が不可能なケースが存在する。今後は、県内で寮等を賃貸している業者に対して賃貸先リストの提出を求め、その実態の確認を行うことや、登記簿上は個人の所有となっているものであってもその個人が法人役員等であることが判明した場合にはその使用状況について確認を行うなどの対応をしていくことが課税漏れを防止するために必要であると思われる。

また、実際に提出された「寮のみ法人現況確認書」を閲覧したところ、「法人所有の物件であるが社員には一切利用させず、代表者個人のみが私用目的で利用しているだけである」との回答が記載されたものが存在した。確認書のみでの判断は難しいが、仮にこの法人が法人税の申告において、当該寮に係る費用を損金処理していたとすると、使用の実態からしてその損金性については極めて低く、場合によっては代表者に対する役員賞与に該当するようなケースも想定される。法人税の課税標準及び税額の修正は、法人県民税法人税割及び法人事業税にも影響を及ぼす点のみならず、課税を行う行政機関として、このような場合には均等割の判断のみに留めず、国税への連絡等を行うことを検討する必要もあるのではないかと思われる。1つの意見としてはあるが、このような対応も(2)に記載の国税連携との関連から検討することも必要と思われる。

(11) 医療法人に対する事業税の重加算金免除は不適切である (指摘事項)

法人事業税の申告において仮装隠蔽の事実起因して修正申告に至った法人に対しては、ペナルティとして重加算金を課することとされているが、自主決定法人である医療法人の事業税については現在その修正申告が国税の調査の結果、重加算金が課されている場合においても県独自の判断により重加算金を課していない。この処置については根拠となる規定等は存在せず、県が説明するその理由についても何ら合理性は認められない。今後は医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、重加算金を課すべきである。

法人事業税の不申告法人(①)や、申告を行ったが申告額が実際よりも少額であった法人(②)、二重帳簿の作成等により故意に税を免れようとするなど、仮装隠蔽を行った法人(③)に対してはその区分に応じて以下の加算金がペナルティとして課することとされている。

対象法人	加算金種別	加算率等
①	不申告加算金	税額の 15% (調査を予知する前の自主修正は 5%)
②	過少申告加算金	増加税額の 10% + 加重対象税額(※) 5% ※増加税額＝期限内申告額又は 50 万円のいずれか多い方の額
③	重加算金	期限内申告の場合は増加税額の 35% 期限後申告及び不申告の場合は納める金額の 40%

現在、外形標準課税の対象となる法人を除いて県が独自に税務調査等は行っていないため、②及び③については自主的な修正申告を除いて国税の税務調査に頼っている状況であるが、その中でも県において独自に課税標準額の決定を行う医療法人や外形法人、いわゆる自主決定法人についての加算金の扱いについて確認したところ、以下の問題点が存在すると認められた。自主決定法人のうち医療法人の事業税については、国税において重加算税が発生していたとしても、県に修正申告の提出があれば「更正があるべきことを予知する前の修正申告」という扱いがされ、重加算金を課してはいない。確かに地方税法第 72 条の 47 第 3 項においては「更正があるべきことを予知する前の自主申告については重加算金を課さない」との規定は存在するが、国税による調査により発見された仮装隠蔽等の事実に基づきなされた修正申告に対して、重加算金を免除することを認めるとする規定は全く存在しない。事業税の増加税額分が仮装隠蔽に該当するか否かの判断については各都道府県知事の総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて」には「原則として法人税において仮装隠蔽の事実があるものとされたかどうかによって判定すべきものであること。」とのみ定められている。

通知のとおり、税額の増加の原因となった事実が仮装隠蔽に当たるとは国税の判断により判定することとされているため、国税における税務調査の結果、仮装隠蔽の事実が

認められ、実際に重加算税を課された法人に対して重加算金を課すべきことは当然であり、そこに県が独自に判断を行う余地は無いと解される。県の担当者によると、医療法人の場合、その仮装隠蔽の事実が事業税の対象とならない社会保険診療分の収入に起因するものか否かについて不明であるためそのような処置としており、このことであるが、修正申告書の内容や、場合によっては法人に対して県による調査を実施することによりその理由は容易に判明が可能であることは確実であり、仮装隠蔽を行った法人に対する重加算金を免除する理由には値しない。以上より今後は医療法人の事業税に対しても国税の調査を受けて、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては規定に従って重加算金を課するべきであると考える。

(12) 法人事業税における外形標準課税の申告書のチェック方法の改善が必要である(意見)

外形標準課税の申告時に添付書類として義務付けられている貸借対照表及び損益計算書と申告書別表との突合は現在行われていないが、事後の調査に係るコスト軽減のためにも決算書と別表間の外形的なチェックは一定程度有効であると思われる。今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェック方法への改善が必要であると考えられる。

法人事業税外形標準課税の適用を受ける法人は、地方税法第72条の25第8項において、その申告の際に貸借対照表及び損益計算書(以下、「決算書」という。)を添付書類として提出することを義務付けられている。外形標準課税法人は県が独自にその課税標準の決定を行う自主決定法人に該当するため、課税標準の内、付加価値割及び資本割の金額の確認にこの決算書が必要となるためである。添付書類として提出された決算書が申告内容のチェックにどのような役割を果たしているかについて、県のチェックマニュアルを閲覧し確認したところ、外形標準課税の申告書のチェック手順の記載は存在したが、内容としては申告書の別表間の整合性の確認をするのみであり、基礎資料である決算書との突合については何ら記載されていなかった。また実務上においても各別表と決算書との突合は特段行っていないとのことである。実際に提出された申告書及び決算書を通査したところ、申告書別表にはチェックマーク等、確認をとった証跡が見取れたが、決算書についてはそのような事実が存在しなかった。

外形標準課税の性質上、決算書と別表の金額が必ずしも一致するとは限らない等の斟酌すべき事情はあるものの、少なくとも提出された決算書と別表間について外形的なチェックを行うことや分析的な手法を導入し異常点の抽出に利用したりする等、事後の調査に係るコストを軽減する上で一定程度有効ではないかと思われる。今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェックが可能となるような方法への改善が必要であると考えられる。

(13) 外形標準課税に係る研修会の実施や「申告確認票」の提出義務化等を検討すべきである(意見)

過年度において実施された外形標準課税の調査結果を見ると、初歩的な申告誤りによる修正、更正の事例が多数散見される。限られた事務コストの中で効率的に調査を実施するためにも対象法人に対する研修会の実施や、現在山梨県独自で作成している「外形標準課税に係る申告確認票」の申告書への添付義務化等により、適正な申告を可能とするような指導も行なっていくべきであると考えられる。

外形標準課税制度は平成16年度より導入されており、外形課税法人の付加価値割、資本割の課税標準等については地方税法第72条の41の2により、山梨県が独自に調査し更正・決定することとなっている。平成17年度から平成22年度において実施された外形標準課税に係る実地・机上調査の結果は以下の表のとおりである。なお、平成22年度における山梨県の外形標準課税の対象となる法人は全98法人となっている。

(単位：件、千円)

年度	調査法人数	調査事業年度数	調査実績件数(修正等の税額)				計
			申告 是認	修正 申告	増額 更正	減額 更正	
17	17	17	2 (-)	8 (2,395)	1 (3)	6 (△6,638)	17 (△4,240)
18	29	45	2 (-)	14 (3,204)	3 (502)	26 (△3,716)	45 (△10)
19	30	73	7 (-)	38 (4,758)	1 (0)	27 (△4,516)	73 (242)
20	27	75	13 (-)	16 (755)	2 (34)	44 (△3,550)	75 (△2,761)
21	12	28	3 (-)	5 (390)	5 (35)	15 (△20,413)	28 (△19,988)
22	26	107	16 (-)	14 (270)	20 (881)	57 (△5,859)	107 (△4,708)
計	141	345	43 (-)	95 (11,772)	32 (1,455)	175 (△44,692)	345 (△31,465)

過去5年間の調査では減額更正の金額は、修正申告や増額更正の金額を大きく上回っているが、減額更正に至った原因を調べてみると、そのほとんどが給与、賞与や厚生年金基金などの算定誤りを要因とする付加価値割の減額といった、極めて基礎的な申告ミスによるものであることが確認できた。外形標準課税の対象となるのは、資本金1億円

を超える法人、つまり税法上の大法人に該当し、その対象となる法人は一定の規模以上であるため一般的にその経理処理能力等も比較的高いものであると推察されるが、そのような法人において初歩的な申告ミスが多発している原因としては、外形標準課税の制度自体の創設が比較的最近であることや、税の算定方法が他の法人諸税と大きく異なることなどが考えられる。それに対する一つの対応策としては対象法人の申告担当者に対する研修会の開催などが考えられる。前述のとおり、山梨県において対象となっている法人は全93法人となっているため、その全てを研修会の対象とすることも可能ではないかと思われる。また、他の対応策としては山梨県が独自に作成し、外形標準課税対象法人の申告書に同封して送付している「外形標準課税に係る申告確認票」及び「報酬給与額に係る課税標準額の算定表」等の有効活用が考えられる。現在、山梨県では申告確認表等について、送付し活用をお願いするのみであるが、その内容を確認したところ、過去の外形標準課税の調査において誤りの多い事項や、要確認項目について非常にコンパクトにまとめていると評価できるものであった。

外形標準課税に係る申告確認票（記載内容抜粋、全27項目）

【報酬給与額】

- 1 所得税において非課税とされる通勤手当を報酬額から除きましたか？
- 2 所得税において課税とされる通勤手当に含まれる消費税相当額を除きましたか？
- 3 法定福利費を報酬給与額から除きましたか？
-

事業税の確定申告時に、当確認票を添付書類として提出を義務化等することにより、過年度の調査において散見された初歩的な申告誤りを未然に防止することが一定程度可能になるのではないかと考えられる。平成22年度においては、当初実施予定としていた対象法人の内、5法人、22事業年度分について調査未了となっていた。これは現在、外形標準課税の調査担当者は2名のみであり人員的な制限によるところが大きいとのことであるが、限られた条件の中で、行政コストを増すことなく効果的に調査を行なうためにも、法人の適正な申告を可能とするような指導等を行っていくことも今後必要ではないかと思料される。

4. 不動産取得税
 - (1) 不動産取得申告書の制度が形骸化している中で、申告書の提出を促進していくこと及び過料を科していくことを検討すべきである（意見）

県条例では不動産取得申告書の提出義務を規定し、また、不申告者に対する過料を規定している。現状では不動産取得申告書の提出依頼による申告はあるが、不動産取得者による自発的な申告はほとんど行われておらず、また、不申告者に対する過料も科されていない。条例の規定どおり申告書の提出が行われるよう山梨県内の不動産を取得する者に広報を行い、当該申告制度が有効に機能するように検討すべきである。

地方税法によると、本来は不動産を取得した者がこれら原始取得又は売買等の承継で取得した内容を申告、又は報告しなければならないとされている。

- 地方税法
- （不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）
- 第73条の18 不動産を取得した者は、当該道府県の条例に定めるところによって、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。
- 2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもってし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取った場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。（下線部は監査人）

県の条例で定めている申告の記載内容は次のとおりである。

山梨県県税条例

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

- 第55条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 一 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称
 - 二 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - 三 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - 四 不動産を取得した年月日及びその理由
 - 五 その他知事において必要があると認める事項

県税事務所は原始取得の場合に、取得者からの自発的な申告ではないものの、県が評価すべき不動産の取得者に対しては、実地調査の時点で当該申告書を渡して記載のうえ提出してもらっており、また、市町村が調査し、評価している家屋も同様な手続きでほぼ全ての申告書の提出がある。しかし、承継取得の不動産について上記の申告書の提出及び報告はほとんどない。山梨県のホームページに「不動産取得税に関する様式」が掲載されているが、不動産取得申告書様式は掲載されておらず、山梨県内の不動産を取得する者に対し不動産取得申告制度の周知が不十分な状況にあると判断される。

また、県の条例では次のとおり不申告等の罰則を規定しているが、未だかつて過料を科されたことはない。

(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)

第56条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

このような規定を設けているのは、不動産の取得者に自主的な申告を促し、県が取得者に対してアプローチをしなくても取得や移動の事実及び特例控除や減額の内容が容易に把握できるように法合上で手当てしているものと想料される。しかし、実態は、不動産取得税の賦課のために県税事務所がこれらの事実を市町村からの情報や法務局での調査により把握しており、前述のとおり、取得者からの積極的かつ自発的な申告はほとんど行われていない。県は条例上規定されているこれらの制度が有効に機能するように努めるべきである。そのため、山梨県内の不動産を取得する者に対して不動産の取得時には申告が必要であることを機会に応じて積極的に広報することが必要である。また、不申告に対する過料が規定されていることから、当該規定に則り不申告者に対しては過料を科していくことも必要と思われる。

(2) 承継取得についてより効率的な移動情報の入手を検討すべきである(意見)

不動産の承継取得の場合、法務局に出向き登記資料を転記しているが、効率的な移動情報の入手方法を検討すべきである。

県税事務所は、不動産を売買等の承継で取得したという資料を法務局より入手している。その作業は、主に偶数月(4, 6, 8, 10, 12, 2月)と3月に各法務局(甲府、山梨、峡沢、韮崎、大月、吉田)へそれぞれ2〜3名で出向き、登記内容を手作業で転記及びチェックしている。不動産取得税の賦課の基準となる「固定資産評価額」も、法務局が登録免許税を課すために登記資料に添付されているので、同様に転記している。なお、この転記作業は、平成22年度で延623名であり、調査月の半分近く、年間では4分の1近くを費やしている。

しかし、これら転記内容は、市町村には法務局より資料が通知されているという。下記に記した地方税法の固定資産税の規定によるということであるが、承継取得により、市町村は、土地及び家屋課税台帳の訂正をしなければならないことによる。

地方税法 一 固定資産税

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)

第382条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

不動産取得税ではこれらの規定が手当てされていない。当該規定について、県は不動産取得税を課すために同様の通知を必要としているにも関わらず、「道府県知事に通知する」等の類する条項がないため上記の作業を行っている。山梨県のみ対応では困難ではあるが国等へ申し入れることも必要である。また、県税事務所は市町村に働きかけこれらの通知または加工された情報を入手することも必要である。電子化が進む現在、法務局及び市町村より資料を入手できるならば、より効率的な賦課、審査、調査が可能となる。転記といった手作業から脱却し、より合理的な行政手法を考案すべきである。

また、(1)において指摘の通り、地方税法によると、本来は不動産を取得した者がこれら売買等の承継で取得した内容を申告、又は報告しなければならぬとされている。そうすると、①不動産を取得した者がその旨を申告する②県税事務所は、申告内容を審査し賦課決定する③県税事務所は、申告漏れを調査し過料を科すといった行政手続が本来の形である。転記作業等は、申告書にて内容を確認できない現状において賦課の漏れを防ぐ方法として有効であると思料するが、申告書の提出義務を前提に鑑みると本来法が意図している手順と異なるものである。

(3) 未登記の不動産の一部について賦課漏れが生じているため改善策の検討が必要であり、また、課税客体（土地、家屋）の把握についても情報取得媒体等の拡大を図ることを検討すべきである（意見）

未登記の不動産を取得した場合、事実の認識が難しいことを理由に賦課が漏れている可能性が大きい。課税の公平性からも問題であり対処法を考案すべきである。課税客体の把握に当たっては原始取得、承継取得に応じて次のような情報取得媒体等を活用している。

原始取得：市町村の税務課、業界新聞、外出時の調査等

承継取得：法務局での移動情報の閲覧等

未登記不動産を把握し、賦課漏れを防止するために情報取得媒体の拡大を図ることも検討すべきである。

不動産取得税は土地や家屋を売買、交換、贈与、新築、増改築等によって取得した者に賦課される県税である。その取得は有償、無償を問わず、また、登記の有無を問わず課税される。課税に当たっては不動産の価格を課税標準とし、この不動産の価格は新築、増改築など原始取得の場合には固定資産評価基準により評価した価格であり、売買、交換、贈与等承継取得の場合には市町村の固定資産台帳に登録されている価格である。したがって、課税するに当たっては課税客体である土地や家屋の新たな所有権の発生や所有権の移動を把握することが極めて重要である。

県税事務所での不動産取得税の賦課は、市町村や法務局から入手する情報によるところが大きいため、市町村が把握できていない場合や、未登記の不動産を承継した場合については、県税事務所では取得の事実を認識する方法がない。現行では、承継取得に係る減額申請の添付書類である「売買契約書」より登記をしていない不動産が見つかることで賦課している事例が年間約 10 件、競売による所有権移転時に裁判所から申請される登記申請書の添付書類に記載されている未登記附属建物の情報による事例が年間約 90 件にとどまっている。

不動産取得税は地方税法の規定により 5 年で時効になる。

(更正、決定等の期間制限)

第 17 条の 5

3・・・不動産取得税に係る賦課決定は、・・・法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

※法定納期限とは、「その地方税を課すことができることとなった日」とあり不動産を取得した日となる。

取得の事実が認識されないまま、登記が何かしらの事由により取得より 5 年を経過して行われた場合、上記の規定により賦課することができないことになる。なお、法務局における作業では、このような事例は課税対象とならないのでそもそも転記をしていな

いため、県税事務所では年間の該当件数を把握していない。このような状況では、納税者側の作為により賦課を逃れることも可能なので課税の公平性の観点からも問題である。

原始取得の場合には新築または増改築の事実を把握することが重要であるが、現在は家屋が新築された場合に、主として市町村からの情報をもとにその事実を確認している。その課税標準は小規模な家屋や木造家屋は市町村が新たに付した固定資産評価額、その他の家屋は県が実地調査に基づき評価した価格である。未登記の家屋は市町村が独自に入手した建築情報、業界新聞や外出時の調査等県が入手した情報により把握している。家屋が新築された場合や既存の家屋が増改築された場合に必ずしも登記されるわけではなく、その把握は非常に困難であると思われる。したがって、これらの情報の取得媒体を拡大することが必要であると思われる。例えば県または市町村の建築指導課等建物建築時の許認可権限を有する部署との連携強化を行なう等情報取得媒体の拡大を図ることを検討すべきと思われる。

承継取得の場合には土地や家屋の所有権の移動の事実を把握することが重要であるが、前述の通り現在は主として法務局から入手する登記情報をもとにその事実を確認している。未登記不動産の移動の事実については、前記のほかには別途把握する手続を行っている。未登記取得の場合と同様に情報の取得媒体を拡大することが必要であるものと思われる。特に県内には未登記の家屋も多数存在することから課税漏れが生じる可能性もある。

例えば、①競売情報はインターネットで公開されており、当該情報には未登記の建物も記載されているので、これらを開覧し、市町村へ情報提供する等情報取得媒体の拡大を図ることを検討すべきと思われる。さらには、②所得税の譲渡所得申告により、③市町村とのより一層の連携により、④不動産業界、司法書士業界等不動産に関連する業界との連携により等、多方面からの情報の入手を検討すべきと思われる。これらにより賦課の漏れがなくなるように努めるべきである。

5. 自動車税及び自動車取得税

(1) 社会福祉法人の自動車税課税免除を厳格に対処することが必要である(指摘事項)

社会福祉法人の自動車税課税の免除に対する実態調査は不適切な対応と判断される。課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。

山梨県は、地方税法第6条第1項の「・・・公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税しないことができる」を法的根拠とし、山梨県県税条例第115条において自動車税の課税を免除している。

課税免除の範囲

山梨県県税条例第115条(抜粋)

1. 商品であつて使用しない自動車
2. 消防専用自動車及び救急専用自動車
3. 私立学校が所有する自動車のうち、もっぱら生徒の教育練習の用に供する自動車で知事の承認を受けたもの
4. 公益のため直接専用する自動車で規則で定めるもので知事の承認を受けたもの(以下省略)

社会福祉法人の車両は、上記4の「公益のため・・・」に該当し、対象となる車両は山梨県県税条例施行規則に次のとおり定められている。

山梨県県税条例施行規則第53条の2

第1項第5号 社会福祉法第2条第2項の事業を行う社会福祉法人が所有する自動車で、主として当該社会福祉法人の経営する入所施設に入所した者の通学、通院又は日常生活物品の購入のために使用するもの。

また、山梨県の自動車税課税免除取扱要領では次のとおり言及している。

自動車税課税免除取扱要領

第3-4(5)・・・社会福祉法第2条第2項の事業とは、第1種社会福祉事業のことで具体的施設には、次のものをいう。

救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・・・(中略)
「主として入所した者の通学、通院又は日常生活物品の購入のために使用するもの」とは、通学・通勤、病院への通院、日常生活物品の購入、授産施設における授産事業、通所施設における通所に供される自動車とし、施設長等職員のための自動車など施設の一般管理の用に供せられる自動車を除くものとする。(下線部は監査人)

第2種社会福祉事業は上記に含まれないので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、グループホーム、児童デイサービス、保育所などで使用している車両は対象外となる。ただし、障害者自立支援法及び社会福祉法の改正による第1種社会福祉事業

の対象外とされた通所型授産施設における授産施設に使用される自動車は、従前通り課税免除の対象としている。また、8ナンバーで登録された特種用途自動車で、車いす昇降装置、固定装置又は浴槽などが装置されている車両は、自動車税・自動車取得税の減免制度がある。

県税事務所では、社会福祉法人の免除車両について以前実地調査を行っていたが、平成21年度より、対象車両の全保有法人に対し3年をかけ書面による実態調査に切り替えている。

そこで、実態調査の書面を試査したところ下記の問題点が見られた。

＜事例1＞ 同一老人ホームで2台の車両の課税免除を申請している。2台とも8人乗りで、用途はそれぞれ「利用者の給食買い物、外出用」「利用者の外出用、遠足時使用」となっている。しかし、運行記録簿によると両車両とも使用頻度は月3～4回程度であり、重なる日はほとんどないように見える。状況から勘案してどちらか1台のみの免除承認でよいと思料される。

＜事例2＞ 2施設の第1種社会福祉事業を行っている法人からの5台の申請であるが、うち4台は事例1と同様にそれぞれ使用頻度が低く、また、1台は使用目的に「送迎」とあり老人デイサービスセンターでの使用と推測される。状況から勘案して2台のみの免除承認でよいと思料される。

＜事例3＞ 1施設の第1種社会福祉事業を行っている法人からの4台の申請であるが、それぞれ「病院への通院」はほとんどなく、「日常生活物品の購入」も月数回である。このような使用状況では4台とも対象車両として適正なのか疑問である。

上記以外にも類する事例を散見したが、電話連絡及び文書による実施結果通知により指導し、免除を継続している。しかし、不適切な使用状況にも関わらず免除を継続することは、不正の温床になりかねない。書面の調査を重視し、不明なところは実地調査を行い、課税の公平性の観点から課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。なお、実態調査で免除取消を受けた法人が数件あるが、いずれも調査の翌年度からの課税となっていた。本来は取消事由の発生した時点で適及して課税すべきと思われる。

(2) 身体障害者等減免要件の再検討及び事後の実態調査が必要である (意見)

身体障害者等に対する自動車税等の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられているが、実際にその要件を充足しているかについての事後的な調査が行われていない。減免という課税上の特典を与える以上はその実態について定期的に確認を行うべきである。また、減免の対象となっている自動車の使用要件についてはもっぱら障害者等の通学等に使用することと定められているが、その「もっぱら」の定義については再度検討を行う必要があると考えられる。

山梨県では、県内に居住している身体障害者等のために使用される自動車に対して、身体障害者等の積極的な社会参加の一助となることを目的として、身体障害者1人に対し1台に限り、自動車税及び自動車取得税の減免制度を設けている。

運転する者	要件 (抜粋)
(1) 障害者等本人	身体障害者等本人が所有 (取得) し、自ら運転する場合。
(2) 障害者等と生計を一にする者	身体障害者等が所有 (取得) する自動車で、もっぱら身体障害者等の通学等のためにその身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合。
(3) 障害者等を常時介護する者	単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有 (取得) する自動車で、もっぱら身体障害者等の通学等のためにその身体障害者等を常時介護する方が運転する場合。

上記表で(2)及び(3)の要件として記載のある「もっぱら身体障害者等の通学等」の定義は以下のとおりとされている。

「もっぱら」	1年を通して通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数 (走行距離数) の50%以上使用する場合を言う。
「通学等」	通学、通院、通所又は生業 (通勤を含む。) を言う。

現状においては、減免対象自動車が「もっぱら」「通学等」の要件を充足しているかどうかについての事後的な調査は一切行われていない。減免という課税上の特典を与える以上は、公平性等の確保のためにも使用実態の調査は可能な限り行うべきである。例えば減免対象自動車の車検時に、車検証の提出を求めることにより、その期間の走行距離数は容易に把握可能である。その走行距離と通学先等への距離を比較することにより、目的外の使用を頻繁に行っている自動車の発見は一定程度可能ではないかと思われ、実

地調査については目的外使用の疑義が生じるものに対してのみ行うといった手法により、調査に関するコストは低く抑えることも可能ではないかと考えられる。

また、そもそも「もっぱら」の定義については、再検討する余地があるものと思われる。上記定義は裏を返せば上記表の(2)及び(3)については運転者が障害者等本人ではないため、総使用日数又は走行距離数の50%以上は、生計を一にする者や常時介護者が障害者等の「通学等」以外の目的で自動車の使用が可能な状態であると言える。それはこの減免制度の本来の趣旨からすると、決して妥当であるとは考えられず、「もっぱら」という言葉の定義やそれに係る規程については再検討する必要があると判断される。